

平成29年第4回紀の川市議会定例会 第3日

平成29年12月25日（月曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午後 3時12分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 弘	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部次長	橋 本 好 秀	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回紀の川市議会定例会、3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

それでは、一般質問を行います。

はじめに、11番 阪中 晃君の一般質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） それでは、11番 阪中 晃、一般質問を行わせていただきます。

私は、先般の台風21号の被害対応についてということで質問をさせていただきます。

本当に紀の川市にすごい被害をもたらした台風21号、私、桃山町最上で住んでおりますんで、夜から警報が鳴り、避難勧告が鳴り、そして朝起きてすぐに、植木屋でございまして自分でこの畑なり見回りました。6時過ぎだったと思いますけれども、424を南に、貴志川町北で、もう通れません。それを北に、調月を北に上がるんですけども、左側は堤防までもう大きな池になっておりました。私の友人の家は1階がほとんどつかった状態でした。「うわっ」というふうな思いで、ずっと北に向かいました。ジュース工場のところで、また道路がつかってありまして通れませんので、迂回をしてまた424で家に帰ってきたようなことでございます。そして、家から北にずっと見てまいりましたけれども、通れません。そして、その足で井阪橋を通りました。物すごい濁流の中で、紀の川は私が初めて見たような紀の川でございました。

そういうふうな大きな被害が出ました。危機管理部も、そして後でできた災害対策本部も、本当に右往左往したことだろうと思います。大いに混乱をしたんじゃないかなと、初めてのことです。

そんなことの中で、私は二つ質問をさせていただきます。

一つは、対応等が、特に反省点はなかったのかということに一つお聞きをしたいと思っております。

二つ目は、台風21号の被害を受けて、国・県のことでございますけれども、特に岩出町の堰の増改築の進捗状況はどうか。そして、紀の川の土砂のしゅんせつ工事の進捗はどうか。そして、排水機の新設計画、私もこれは5年、6年前にちらっと聞いた覚えがある

んですけれども、など、ほかにありましたら答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） おはようございます。

阪中議員御質問の台風21号の状況と被害対応につきまして、お答えさせていただきます。

10月22日の台風21号接近に伴いまして、市内全域にわたり、かつて経験のない甚大な被害が発生いたしました。被害発生時には、議員各位及び市民の皆様方には多大な不安と厳しい現状にもかかわらず、さまざまな御協力・御尽力を賜りましたことを改めてお礼申し上げます。

今回の台風21号は、襲来数日前から活発な秋雨前線の影響による降雨に伴い、河川や地盤等が非常に不安定な状況で台風が発生し、和歌山气象台によると、記録上初めてとなる「超大型」の台風接近により、紀の川市での22日、24時間雨量が274.5ミリを記録するなど観測史上最大の豪雨となりました。

そのような現状の中で、22日、22時30分ごろに西脇地域で土砂崩壊が発生いたしました。この斜面崩壊により家屋が倒壊し、住人の方1名のとうとい命が失われるなど悲惨な現状が発生してございます。

また、大規模な浸水被害が発生しました貴志川町丸栖と桃山町調月の一部地域の被害による排水対策として、対象地域に配備している全ての排水機場の稼働や国・県・市及び那賀消防組合の排水ポンプ車6台並びに市内各地域の消防団員約550名出動によるポンプ車57台の全総力を結集して長時間にわたる排水作業を実施いたしました。排水処理が降水量に追いつかず一帯が浸水し、家屋等の床上・床下浸水被害が約260件発生いたしました。

その後、夜間等で非常に過酷な家屋浸水被害現場におきまして、那賀消防レスキュー隊によるボートでの救出活動により逃げおくれた住民の方々への懸命の救助活動が、同日23時ごろより早朝にかけて実施されまして、住民の方々全員無事に救助することができました。他の地域でも、家屋をはじめ、店舗及び道路の冠水などの大規模な浸水被害が発生し、一時は通行どめにより交通機関にも影響が生じてございます。

それから、避難所の状況につきましては、浸水被害等の発生当初は、各地域の避難所で約210名の方々が避難されておりましたが、台風通過後には安全確認を行っていただきまして御自宅等に戻られています。

しかしながら、甚大な被害に遭われました西脇地域の方々には、約15日間にわたり那賀支所等へ避難されてございましたが、土砂等の搬出作業も進み、二次被害発生の可能性も低くなったことから、11月7日には御自宅等に戻られましたので、那賀支所避難所を同日閉設いたしました。

また、桃山保健福祉センターの避難所では、10月22日の浸水被害等の発生当初は、調月中部等の市民の皆様方をはじめ、約120名の方々が避難されていましたが、浸水がおさまると同時に、自宅に戻られる方々がいらっしゃいました。

その後は、家の改修等により随時退所準備を進められまして、12月3日には全員御自宅や住宅に戻られましたので、桃山保健福祉センターを同日閉設いたしてございます。

また、避難所の開設に伴いまして24時間体制の職員配置や被災者の方々の健康管理のため保健師等も派遣いたしてございます。

その後、台風21号の影響により、被災された家屋の片づけや周辺地域の整備等に市内防災ボランティア等の多くの皆様方が活動に参加いただいております。このようにお互いを思いやり助け合う活動は、復旧・復興に向けての大きな一歩であり、市民がともに協力して災害に取り組んでいただいたことで、地域が一体となる共助の体制が確立してきたものと感じているところでございます。

また、復興支援対策といたしまして、本庁舎及び各支所において、10月23日より罹災証明書の発行を行ってございます。現在では約250件の罹災証明を発行いたしてございますが、さらに住家被害調査を実施いたしまして、各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されますように努めてまいりたいと考えてございます。

また、台風21号の発生している状況で、翌週の29日には台風22号が接近いたしましたが、この台風によるさらなる大きな被害はなかったと思われまます。

被害の概要については、以上のとおりでございます。

議員質問の対応等で、特に反省になった点につきましては、台風21号襲来の10月22日に、市長が本部長となる災害対策本部を設置し、住民の皆様方の安全確保への対応や避難所等の運営について確認を行いまして、市として対応可能な対策に努めてまいりましたが、災害発生当初は、住民の方々や各地域の消防団員等からの電話や無線連絡により、一時騒然となる状況の中で、職員の動員体制の確立や被災地域の情報収集や伝達及び避難所の開設・運営等について反省すべきことや課題点が数々ありました。

このような状況を教訓にして、各部・各課での反省や課題について取りまとめまして、今後の災害対応について、危機管理部の体制強化をはじめ、減災対策、また防災意識を高めるにはどうするかなどをさらに精査いたしまして、とうとい犠牲や甚大な被害を無駄にすることなく、想定を超えた想定対策を行い、迅速かつ強固な災害対応に努めてまいりたいと考えてございます。

また、災害発生後は、市民の皆様方には、まずは自身の命、家族の命、隣近所の方々の命が失われないように、家族ぐるみで、地域ぐるみで、「命を守る行動」をとることができるよう準備等の対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えてございます。

その方策といたしまして、市は最大限の努力をするとともに、地域の消防団活動や自主防災組織の訓練・研修等を今後も推進してまいりたいと思っておりますので、議員各位のさらなる御指導・御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） おはようございます。

阪中議員の御質問の岩出井堰の増改築工事の進みぐあいと川の土砂のしゅんせつ工事の進捗状況について、お答えさせていただきます。

岩出狭窄部事業につきましては、国の直轄事業として平成28年度から平成32年度までの概ね5年間で、総事業費約90億円、事業内容は、岩出頭首工右岸上流部に延長130メートル、幅20メートル、高さ4メートルから5メートルの新たな拡幅水路の整備と紀の川の本線の河道約70万立方メートルを掘削するものでございます。今のところ、急ピッチで整備が進められているところでございます。

事業の進捗につきましては、10月10日に起工式が挙行され、その後、平成28年度工事として約6万立方メートルの河道掘削工事等が実施されております。今年度につきましては、河道掘削しゅんせつ工事4件、護岸工事1件、拡幅水路工事1件、計6件の工事が発注済み、契約金額で申しますと17億9,000万円であり、来月から本格的な掘削工事に入ると聞いております。

次に、貴志川の土砂のしゅんせつ工事ではありますが、毎年、貴志川地区区長会、桃山調月区長会からしゅんせつの要望をいただき、国に対して強く要望しているところでございます。国からは、貴志川本線の堆積土砂は、状況を確認しながら撤去を判断していくと聞いております。

今年度の維持管理対策といたしまして、出水時の流木等の漂着ごみが河道内樹木に堆積し、河川の流れが阻害されないように高嶋橋上流部で立竹木の伐採が実施されました。河道内樹木の伐採につきましては、今後も引き続き予算要求がなされると聞いております。

今後、市といたしましては、まず岩出狭窄部対策事業が早期に完成できるように、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 阪中議員の排水機の新設計画についての御質問に答弁させていただきます。

本年10月の台風21号による豪雨によりまして、紀の川・貴志川沿いの地域において浸水被害が発生してございます。これらの浸水被害については、紀の川・貴志川の水位が長時間にわたり高い状態が継続する中、近年、類を見ない大雨となり、内水の排水が困難になったことが主な原因と考えてございます。

こうした状況を改善できるよう、平成26年度から和歌山市から岩出市、紀の川市に及ぶ地域で国営の総合農地防災事業に着手して、農業用排水施設の排水機能を回復するために、排水路の新設・改修、ため池の調整機能の向上、排水機の新設・改修を進め、浸水被害の軽減を図れるよう実施しております。

この事業は、平成26年度から平成40年度までの15カ年の事業工期で実施していく

予定で、緊急性の高い箇所より順次施工していくことになり、事業の中で、貴志川右岸側は高嶋排水機場の改修と東貴志排水機場が増設されることになっており、貴志川左岸については、県が実施する附帯工事において丸栖排水機場及び中貴志排水機場が新たに設置される計画となっております。

ただ、国の排水機場設計の考え方は、10年に1回程度発生する雨の規模の雨水を排水する計画で、10月の台風21号での雨量に対しては効果が少ない計画となっております。

湛水箇所の改修には、最も有効的なのは自然排水で、紀の川及び貴志川の水位を下げるのが一番の改善策と考え、国土交通省において平成28年度から岩出狭窄部対策事業を実施していただいております。

この二つの事業を実施することにより、紀の川・貴志川の水位が低下するとともに、農業用排水施設の排水機能の強化が見込まれ、内水被害の軽減が期待されてございます。

今後も引き続き、内水被害の軽減に資する対策の早期完成を国・県に働きかけますとともに、関係機関との連携により浸水対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） ありがとうございます。

私は、現地で水が引いた後、ボランティアをしてまいりました。畳を上げるのはもう一人、二人ではしんどい、下げるのも二人でも本当にしんどかった。おまけに、ピアノなんかでも、5人、6人がかりで家から出すというふうな状態で行っていただきましたけれども、当事者としては、本当に即みんな助けてくれるのかなというふうな状態の中でおりましたので、「人手が足らんよ」、もう最初にそれを言われました。だけど、多分市役所のボランティアの方々、職員の方々だろうと思いますけれども、何日も行って来て皆さんもほっとしたことでございます。

そして、ある人は、「阪中さん、那賀町の消防団も応援に来てくれたやで、これは絶対に一般質問すんねんやったら言っといてよ」、もう紀の川市は一つになってるなと私は思いました。そして、紀の川市は一つや、調月が、調月のことばかり言いますけれども、調月でこういうことが起これば、もう全市挙げて来るんやでと、そういうふうな話をしましたけれども、本当に御苦労さんでございました。

私の同級生の友達の家ですけれども、おふくろ一人が住んでおります。床上浸水でございます。大阪で夫婦二人が四日間、五日間ぐらい来たでしようか、私とこへ「軽四貸してよ」と言いに来て、「いけるか」、「うん、まあまあいけるよ」って言いながら、最後にはやっぱり市の職員のボランティアの皆さん方の応援があって、「もうほんまに大助かりや、これも言っといてくれよ」というふうなことでございました。

私は、みんなこんなになるというふうな状態を誰もが想像していない、災害じゃなくて、後のボランティアのことですけれども、想像していないんで、もう手が足らんよ、手が

足らんのだよ、そして今まで一生懸命働いたお金で買った財産が水の泡になっている、このしんどさの中で、ちょっと普通の人にもパニックになっているような状態の中で、やはり災害ボランティアというんですか、ボランティア施設ができて、順次地域みんなが応援体制ができるような体制をとるべきであるなど、こういうふうに思います。

そして、これは後々、また一般質問させていただきますけれども、危機管理部と福祉保健部も関係すると聞いておりますけれども、そこらの体制、こんなことはもう二度とあっても嫌なんですけれども、やはり体制はちゃんとしとくということが一番ではないかなと、このように思います。

2番目の堰の構造改築、順調に進んでいると聞いております。

そして、川のしゅんせつ工事ですけれども、私が小学校のときに、「紀の川で遊ぶなよ、砂利採取船でえぐれているから、どんな深みに入って死ぬかもわからんから」って、先生に言われました。それからかれこれ、私60を超えてきましたんで、45年、45年の土がどんとたまっているわけでございます。この何万立方メートルというふうなことを言われましたけれども、どのくらいとってくれるのかわかりません。限りなくとっていただいて、そして貴志川もとっていただいて、その次に柘榴川もちゃんとしていただきたいと、もうこれを切に要望しておきます。

最後ですけれども、災害対策本部長になられて市長、本当にたまらなかつたと思います。私も、もう目と鼻の先の人たちが一生懸命ためた財産がパーになっていくのを見たときに、もう涙がで出そうになってきました。多分、市長もそうだと思います。だから、市長も当選されても万歳なんかやってられるかというふうな考えの中で進んでいると聞いております。

どうか、いろんなことも私たちが及ばない世界もあろうと思います。市長がどんどん前へ行っていただきたいと、この30年、40年先を見越して、どうかよろしく願いして、続いての質問もあろうと思いますんで私はこれで終わらせていただきますけれども、市長、何かありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○市長（中村慎司君）（自席） 阪中議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今回の台風21号の水害被害、土砂崩壊の事故等、合併後、初めて、また旧町時代から見ても、昭和28年の大水害に続く大きな災害ではなかったかなと、そう思っております。

その中で、私は、反省点、自然災害を最小限に食いとめるべく頑張っていかなきゃならんということで、合併後は岩出狭窄部頭首工の改良を訴え続けてまいりました。当初は、あの頭首工は農業用水を確保するための井堰であったということの中で、24時間以内に浸水した地域が、農地が、水が引けるようであれば御辛抱願いたいと、それは農水省の考え、また国土交通省においては、家屋が床下・床上浸水をするということになれば、これはもう大変なことだということで対応しなくちゃならないということで、岩出の頭首工、井堰を改良していただくことになったわけでありまして。

これが、平成32年まで期間5年間かかるということではありますが、1年でも早くしていただく、よく採択してくれて工事にかかってくれたなど、ありがたく思っているわけなんです。市挙げて、また議会の皆さん方も茨城県の試験しているところまで見学にも行っていただいて勉強していただいたおかげで、取り上げていただいて、今、工事にかかっているということでもあります。

紀の川の土砂堆積も大変であります。それをどれだけ撤去し、またそこを改良することによってどれだけの効果が出るかはわかりませんが、排水機場を設置するいろいろな方法を今まで考えてきましたが、やっぱり自然にかなうことはない、頭首工を改良してもらおうが一番だと。

また、引き続き、3年前から和歌山市、岩出市、紀の川市の農地防災事業ということで、農水省が河川の外の水量、また危険なため池等の改良を行っていただくということで、10年間で450億円の事業を組んでいただいております。岩出の頭首工と農地防災事業が進んでいく中では、大分紀の川市の自然災害に対する防止が防げるのではないかなど。

これでもう安心しているわけではなんです。引き続き、いろいろとことしの災害を契機に、なお一層安全・安心の紀の川市づくりに頑張っていきたいと、それには議会の皆さん方や市民の皆さん方の協力もよろしくお願ひしたいと、そう思うところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ございませんか。

〔阪中議員「議長、終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、15番 森田幾久君の一般質問を許可いたします。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って、一問一答方式にて、災害の状況と支援についてを質問させていただきます。

質問に先駆け、台風21号の影響により、お亡くなりになられた方の御冥福と被害に遭われた方々のお見舞いを申し上げます。

さて、今回の台風21号は、事前から降り続けた雨の影響やさらに台風の大雨により、甚大な被害をもたらしました。そこで、今回の質問は、災害時の対策及び支援はスピードと手厚さが要求される中、支援には財源の確保が必要となり、災害寄附金等が重要となるため、窓口や取り扱いについてを中心に質問させていただきます。

まず、台風21号による被害状況と対応はどのようにされたのか、お伺いする予定でありましたけれども、先ほどの一般質問と重なりますので、割愛させていただきたいと思います。

次に入りたいと思います。

まず1点目として、台風対策、防災対策を行っていれば被害を防げたところはどうと

ころで、ちょっとしたことを訓練していたりいろいろやっていけばもうちょっと防げたんじゃないかなというところがあれば、1点目、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 森田議員御質問の台風21号に伴う災害の状況と支援につきまして、お答えさせていただきます。

台風被害状況等につきましては、森田議員より御指摘いただきましたので割愛させていただきます。

まず、台風対策や防災対策を行っていれば被害を防げたことや現状の対策等でございますが、今回の台風21号は記録的な豪雨となり、市内全域に大規模な災害が発生いたしました。特に、西脇地域の土砂崩壊をはじめ、調月中部地区・丸栖地区の一部、また荒見・遠方地域でも多くの家屋や道路の冠水による浸水被害が発生いたしました。

このような災害の状況を想定いたしまして、地域での防災対策の取り組みとして、災害発生後はまず自分の命と体を守っていただけますように、各地域の自主防災組織の訓練や消防団組織の充実及び体制づくり、また那賀消防組合との関係機関との連携強化に努めているところでございます。

今後同様に、防災・減災対策に向けて、今回の教訓を踏まえましてさらなる方策等を検討してまいりたいと考えてございます。何よりも、市民の皆様方が防災対策に常に意識を持っていただくとともに、災害発生後すぐに行動できるような訓練が必要であると考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 今回、災害、多く紀の川市でありました。その中で、予想もしないところでの災害もあったかと思われま。

その中で、防災訓練というのは市で一本化して今やっている中で、各地域に応じた対策ですね、訓練もこの地域に行けば池が多くあったり、この地域に行けば河川の対応とかいう形は数々いろいろケースがあると思うんです。その災害を地域に合わせた形で防災訓練をばらいてやっていくべきではないかと思うんですけれども、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 地域に合わせた防災訓練でございますが、今回の災害を教訓に、市民全体の防災総合訓練も当然のことながら必要と考えられますが、まずは地域の地形や避難所等の現状を踏まえての地域での防災訓練も重要であると改めて認識したところでございます。

今後は、地域ですぐ活用できる実践的な防災訓練につきまして、地域の皆様方や関係各位と協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 訓練のことはやっていただけるということでなんですけども。

次に、被害者への支援について、今回についてどのようにされてきたのか。また、災害寄附金、いわゆる見舞金の窓口取り扱いはどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 被災されました市民の皆様方への支援と災害対応等の窓口の取り扱いにつきまして、まず危機管理部より答弁させていただきたいと思えます。

まず、支援といたしまして避難所等の設置ですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、災害発生当初は約210名の方が各地域の避難所で避難されてございました。特に、甚大な被害が発生いたしました西脇地域や調月中部等の皆様方は、半月から1か月以上も避難所で生活されることになりました。その間に少しでも安心して避難生活いただけますように、24時間体制、夜間も緊急事態に備え、職員の動員及び被災者の健康管理に保健師も配置いたしてございます。

また、浸水等により被災されました方々には、罹災証明書の発行を行いまして、現在で約250件の罹災証明書を発行いたしてございますが、さらに今後も活用されますように努めてまいりたいと考えてございます。

それから、危機管理部は、災害対策本部の開設に伴いまして災害に対しての総合的な窓口としてお問い合わせをいただいているところでございますが、内容等により担当部へ連絡調整をさせていただきたいと考えますので御理解いただきたいと思います。

危機管理部からは、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 今回、寄附金というか義援金という形でこの間も見せてもらったんですけども、団体から小、中学生へかばん、ランドセルという形で指定された中で寄附金をいただいたということを聞いているんですけども、そのときの取り扱いはどのようにされていく、まあまあ窓口は危機管理課窓口となっている中で、小学生指定をされてきたときにはどのように扱われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 台風21号によりまして、調月・丸栖・中貴志の三つの小学校、それから荒川・貴志川の二つの中学校の児童・生徒が床上浸水等の被害に遭ってございます。そのうち、児童・生徒の制服、学用品、教科書など学校生活に直結する物品に影響があったのは、調月小学校と荒川中学校の2校でございました。そうした中で、

社会奉仕団体から被害に遭った小、中学生にと、義援金の申し出が教育委員会にございました。

教育委員会といたしましては、被害に遭われた小、中学生にできるだけ早く義援金が届くことを最優先に考えまして、調月小学校と荒川中学校のPTAに義援金の窓口として受け入れていただき、各PTAで協議して分配していただくことにし、社会奉仕団体にその旨を御説明申させていただきました。その結果、すぐに対応いただき、早い時期に被災児童・生徒に分配することができました。

また、これとは別に、制服や物品等について無償提供を申し出いただきました企業や商店の方がいらっしゃいましたと、ここで御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 今の答弁の中で、PTAで受けてスムーズな対応ということで、今回はこれでよかったのかなと思う中で、今回、金額で言うたら50万円というそういう金額をいただいたと、PTAで処理したと。私もPTA会長とかいろいろさせてもらった中で、口座というか財布はあるんですけども、実際それがこんなあってはならんけども、もっと大きな災害になったときに、PTAを窓口にしてしまったときに、金額も1億円、現金ぽんと持ってこられても実際困るかなと、やっぱり私は市の教育委員会で受け取った形で、この処理をいかにスムーズにするかというところであるかなと思うんです。

最終的には、PTAも入ってもらった中で協議していくかなと思うんですけども、その現金を受け取るとこまでそこをやってしまうと、もっともっと大きな災害になったときに、その人、PTA会長自身とかPTAの関係者もみんなが被災者になっている場合もあり得る中で、PTAでやってくださいといったときに、まず1点、困るんでないかなと。

また次に、PTAの中で50万円で今回は足りたということであると思うんですけども、こういうのもPTAの中でも決済というんか、どう使ったかというのは後に間違いなく提出するわけですね、各保護者とかに。その割り振りで、PTAの中で困った状態のときに、あっ、こっちもそうやったのにとか、後からだんだんわかってきてということになるんかなと。やっぱりお金の窓口というのは、行政がしっかりとやるべきではないかと思うんですけども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今回の場合、申出者の被災者への使途が明確でございました。それから、できるだけ早く被災児童・生徒に届ける必要があったことということ。それから、金額についてもPTAで判断できる範囲であったことから、PTAに受領いただいたものでございます。

今後、例えば、先ほど質問いただきましたような高額な金額とか被災が非常に広い範囲

に及ぶといったことにつきましては、その状況によりまして関係部署、課で相談して判断していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） それでは、いろいろややこしいんですけども、次は義援金という形ですね。最近で言うたら、災害のときに義援金という扱いということになってくるんですけども、今回、新宮市は市単独で義援金の窓口というのをつくられている中で、紀の川市、いっぱい被災された人にちょっとでも多く支援しようと思ったら、やっぱり義援金に頼らざるを得んのかなという中で、市単独での義援金の窓口をつくらなかったのかというのを、その義援金の取り扱いというのは県の窓口になっているのもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 会計管理者 浅野徳彦君。

○会計管理者（浅野徳彦君）（自席） ただいまの森田議員の御質問でございますが、まず、市の義援金、募集はしなかったのかということかと思っております。

紀の川市単独での義援金の募集につきましては、基本的には、災害対策本部がまず設置されていること、次に、災害救助法の適用がされる災害であること、この2点を募集に当たった判断基準として考えてございます。

台風21号による被災に対応すべく災害対策本部は設置されてございますが、災害救助法の適用につきましては、内閣府防災担当から平成29年10月27日付の文書によりまして、和歌山県における災害救助法の適用となる自治体は、先ほど先生申し上げたように、新宮市1市ということでございます。

なお、災害救助法の適用基準につきましては、紀の川市の場合、「住家の滅失世帯数が80世帯に達すること」という規定がございます。

また、被災内容にはさまざまな状況が考えられるため、住家滅失世帯数の認定につきましては、住家の損壊や経済的な災害の状況を3区分に分け、それぞれに該当する世帯数を一定の算出方法で算定して得た合計数で判定すること、こういうことになってございます。算定の結果、紀の川市は80世帯には達しなかったと、こういうことにより、災害救助法の適用が出されなかったために、市単独での義援金の募集は実施してございません。

その一方で、被災者の方々を支援すると、そのために和歌山県が主体となりまして、平成29年11月2日から平成30年1月31日までの間、「和歌山県平成29年台風21号災害義援金」を募集することを決定してございまして、現在、その取り組みが行われているところでございます。

本市といたしましても、市の広報誌やホームページで周知させていただくとともに、本庁はじめ、各支所や出張所に義援金箱を設置して本事業を推進しているところでございます。

既に、議員の皆さんも御存じのように、義援金と申しますのは見舞金や寄附金のように

「復興のため」、あるいは「復興支援ボランティア団体等の活動のため」に利活用されるというものとは異なり、被災された方々を直接支援するというこのものでございます。

集まった義援金につきましては、日本赤十字社、和歌山県共同募金会の募集による義援金と集約いたしました上で、和歌山県が設置してございます災害義援金配分委員会におきまして、被災市町に配分額が決定されると、こういうことになってございます。

配分区分につきましては、「死亡」・「全壊」・「半壊」というこの三つの区分に分かれておりまして、「死亡」の場合は4万円、家屋の「全壊」の場合は2万円、「半壊」の場合は1万円がそれぞれ支払われるということになってございます。

なお、12月1日現在で確認ができております本市の義援金の配分対象件数は、「死亡」が1件、「全壊」が1件、「半壊」が81件でございます。なお、「半壊」というこの範疇には、床上浸水による損害割合が20%以上のもの、そういう物件も含まれてございます。

配分方法につきましては、県から一旦、市に入金されまして、市から被災者の方々にお配りさせていただくということになってございます。

12月1日時点では、和歌山県内外から寄せられました義援金は約278万円ございまして、12月8日には第1回目の配分が県から関係市町に行われ、この13日には本市に87万円の入金を確認されてございます。

市から被災者の方々への配分につきましては、口座振込によりお届けさせていただきたいというふうに考えてございまして、現在、対象となる方々に義援金の配分通知をさせていただいているところでございまして、被災者の方々から口座の指定をして市に報告いただきまして、指定のありました口座に振り込みをさせていただくと、こういうふうに考えてございます。

ちなみに、和歌山県の第1回の配分のうち、概ね3分の1が紀の川市に配分されるということになってございます。また、年明けには、第2回の配分もあるというふうにも聞いてございます。

今後も県と連絡を密にしながら本件に取り組んでまいりたいと、かように考えてございますので、御理解と御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

義援金に関しましては、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 義援金、寄附金、いろいろ種類があつてすると思うんですけども、特に寄附金について、九州の災害のときかな、ある市の中で、ふるさと納税、紀の川市もふるさと納税もやっていたらいいんですけども、その項目をその中に、例えば、紀の川市で今回の台風21号の影響の被害に遭われた方々への支援のためと、項目をぽつと一つふやすだけで、本来のふるさと納税の寄附金とはちょっと意味違ってでも、そういうために使うならということも多く寄附金が集まったという報道もされております。

紀の川市も財源がそんなに豊かにあるわけではなく、支援をよりしていただけるかということになると、そういう活用もされてはどうかという中で、災害時、直ちに項目を設けるべきではないかということなんですけれども、そこらをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） ふるさと寄附金については、紀の川市においては平成28年1月20日から開始しているとともに、その用途につきましては長期総合計画に掲げている政策目標のうちから、寄附者の御意向をお伺いする中で、当該事業に充当するという運用で実施してございます。

今回、議員おっしゃる災害時の対策及び支援は、スピードと手厚さが要求されるとともに、それに係る財源確保が必要であるということに対しまして、ふるさと寄附金の制度とのかかわりをどう考えていくのかという質問の趣旨かと思われませんが、現状といたしましては、ふるさと寄附金の用途としての選択肢に、災害復旧に関する項目は設定しておりません。

今後におきましては、このような災害等有事に際しまして、紀の川市として効果的な事業展開ができるよう用途の選択肢に、有事に関するメニューを追加すること、また同時に、現状のネットやサイトの活用をさらに充実させることなど新たな工夫により「ふるさとを応援する」ということについて、紀の川市民をはじめ、多くの皆様に対しての取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 先ほども言いましたように、最後になると思うんですけれども、市長にお伺いしたいと思います。

世の中に義援金であったり見舞金であったりとか寄附金と、いろんな住民の方や日本国中からいろんな形でいただけるというか寄附していただけるということ、持ってきていただける方とすれば、表現はたまたまの義援金だったり寄附金であったり、支援をしてあげようという気持ちには変わりなく、紀の川市やったら紀の川市のためにしていただけていると思っております。

ただ、持ってきたときに、危機管理課がとりあえず窓口やとなっているものの、いざというときには危機管理部もばたばたとしている中、あらゆる部署にあっちへ行ってください、これについてはあっちへ行ってくださいという形になっているのが現状かなと。

やっぱりワンストップ窓口的に、そういう形で何かを持ってきたり問い合わせがあったときには、危機管理が窓口であってでも、そのお金を扱うところの窓口を一本化するべきではないかなと。今回もあそこ行ったけど、あそこ行ったけどと話も耳にもしました。できるだけそういう支援いただける方について、特にワンストップ窓口で、みんなばたばたしているときやと思うんです。そのときに冷静に考えてっていう状況ではない中で、ある程度、こういうときにはどこを窓口にするかというのだけはっきり決めておくべきではないかなと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

だと思えます。

本市としても、そういった一旦、紀の川市を離れた若者が、地元に戻ってくる、そして帰ってきたくなるような帰郷、定住のPRや支援を今後強めていく必要があるのではと私は思えます。

その一つの大きなタイミングとして、学生の就職活動があります。一旦、進学先の都市部で就職をすると、そのままそのまちで定住をし、人によっては所帯を持ってしまい、なかなか地元に戻りにくくなります。そういう意味では、学生の就職活動時が大きな帰郷のチャンスであり、同時に紀の川市でも都市部の進学先から地元の企業に就職活動する「Uターン就職活動生」の囲い込みが、今後必要になってくると思えます。

ちなみに、私の世代の学生時代は、「就職氷河期」と言われた時代ですが、昨今、景気の回復とともに、学生1人当たりの内定獲得数は2～3社と言われ、いわば売り手市場になってきているのが現状であります。私も、つい最近まで会社でリクルート活動もしていた中で、就職活動生の生の声を聞いていると、「会社が学生選ぶのではなくて、学生が会社を選ぶようになってきている」と、ここ3～4年、特に私自身肌で感じてまいりました。政府の「働き方改革」がさらに浸透すれば、学生の多い都市部の企業の労働環境もさらに整い、売り手市場がさらに進むことも今後考えられます。

そんな中で、2社、3社を内定を獲得した学生でも、実際に就職する会社は1社であり、他社の内定を取り消す必要があります。全てとは言いませんが、地方の企業、地元周辺企業が内定を取り消されるケースも今後多くなることが考えられます。社会の変化を捉え、就職活動時に地元を目を向けやすくなる、そんな活動を市としても計画推進していくべきではないかと私は思えます。

そこで、御質問をいたします。

まず、一つ目ですが、紀の川市出身の就職活動生に対して、地元就職を推進するムードアップ活動やPR活動などを現在どのように行っていますでしょうか。

そして、二つ目、紀の川市内の高校を卒業し、他府県に進学した学生の数やUターン就職率の実績把握、今後の目標設定の必要性をどのように考えておりますでしょうか。

まず、この二つの質問をいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） ただいまの上野議員の質問にお答えします。

1点目の質問ですが、紀の川市出身の就職活動生に対して地元就職を推進するムードアップ活動やPRなど、現在どのように行っているかについてとなっております。

紀の川市出身のUターン就職活動生に対する市の取り組みについて、紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針、「市民の希望をかなえ、子育てしやすく、安全安心で暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、交流人口の増加から移住等の促進など、人の流れと働く場所づくりに取り組みます」にも掲げています。交流人口の増加・移住等の

促進のためにも、Uターン就職活動生の囲い込みについては、目的達成のための一つの方法と考えます。

また、紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、高校生に対して行った「将来の進路に関する意識調査」において、就職時、市外で住みたいものの将来的住む場所の意向では、「仕事があれば紀の川市に戻ってきたい人」が1割強あり、何らかの理由において「帰ってきたい」と言う人については、2割強ある結果もあり、「仕事」、「雇用」が必要と分析されています。

現時点では、雇用拡大・推進という観点からは、Uターン就職活動生に特化した地元就職を推進するPR活動は行っておりませんが、紀の川市においては平成28年9月に、和歌山労働局・和歌山公共職業安定所・岩出市・紀の川市の4者において、「ワークプラザ紀ノ川」を活用した雇用施策の充実強化のための共同宣言を行い、その一つとして本年10月に「岩出・紀の川就職フェア」個別企業説明会を開催し、市においては開催周知をホームページ、広報、SNSを通じて行い、参加企業につきましても地元企業を含む38社で開催し、雇用拡大を図っています。

他にも、就業地別の有効求人倍率が1倍を上回る「売り手市場」の中、紀の川市・岩出市の企業側のU・Iターンに係る求人の意向アンケートを実施し、企業側の意向を確認し、企業と人材とのマッチングを図ってまいります。

また、ハローワーク和歌山では、近畿圏の大学等で和歌山地域への就職希望者の掘り起こし、就職させる取り組みも行っています。

次に、二つ目の質問ですが、紀の川市の高校を卒業し、他府県に進学した学生の数、就職率の把握、目標設定の必要性についてですが、平成28年3月卒業の紀の川市内の二つの高校の卒業生は456人で、大学進学者は144人、そのうち県外へ進学した学生は132人と把握しております。

紀の川市のUターン就職率の実績につきましては追跡調査が必要なため、現在実績の把握はできておりませんが、和歌山県全体で見ますと、県外進学者のうち約59%が県外において就職し、41%が和歌山県へUターン就職している現状であります。

以上を踏まえ、県が行っている調査方法も参考に、市におきましても可能な限りのデータを把握し、地元雇用促進のための目標設定に活用していきたいと考えています。

以上であります。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 今、御答弁いただきました交流人口の増加促進のためにも企業に働きかけをしているといったところと、あとは多数の進学者が戻ってきていないという現状の中で、囲い込みが必要である、そしてその実績データの把握と目標設定が必要であるということでもあります。

それを踏まえての三つ目の質問を含めての再質問になりますが、Uターン就職活動生に

対しての支援やサービスの検討はしているのかどうかという質問内容であります。これから地元への就職活動を推進・PRしていく中で、希望者は地元への就職活動で何度も帰省が必要になってきますので、例えば、少し具体的になりますが、就職活動時の地元までの交通費を市で一部負担するといったような経済的支援や、それに近い具体策が今後必要になってくるのではないかと私は考えます。

そういう支援があると、就職活動生は地元を目を向けやすくなるのではないのでしょうか。さらに、地元に残っている親の立場で考えますと、進学で実家を離れた子どもに帰ってきてほしいという思いはあるはずであり、このような経済的支援などは親から子どもに地元就職を進めていただく一つのツールにもなるのではないかと私は考えます。

そこで、再質問になりますが、Uターン就職活動生、転勤希望者に対しての交通費一部負担などといった経済的支援ですね、その他、あとサービスの検討のような、サービスのこのようなものの検討は今後される御予定はありますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 上野議員の再質問にお答えします。

紀の川市では、Uターン就職活動生及びUターン転勤希望者、個々に対して助成金並びに支援補助金制度はございません。他の自治体で実施しているところでもございますが、それよりもまず紀の川市に働くところがない、紀の川市は住みにくいと思込んでいる高校生、大学生の目を紀の川市に向けてもらうために、企業と行政が連携し、経営者による講義、校内企業説明会、インターンシップの実施、企業面談会等市内企業の魅力や採用情報の発信並びに行政による紀の川市の暮らしやすさのPRが必要だと考えています。

また、それらの情報を広く全国に配信することにより、Uターンだけではなく、Iターン・Jターン希望者の増加にもつながると考えられます。

紀の川市におきましても、平成30年度の重点施策として、就業しやすい活力ある産業づくり、魅力と個性ある便利な商業環境づくりの実現を目標と定め、行政組織機構改革におきまして、商工労働課の設置を予定し、市内雇用の推進、商工業の活性化に努めてまいります。その中で、さまざまな支援等も今後協議していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ございませんか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） それでは、再々質問は、市長にさせていただきたいと思っております。

市長は、議会冒頭の御挨拶で、「合併してよかった、紀の川市に住んでよかったと市民に言ってもらえるような紀の川市にしたい」と話されております。そして、次世代が育ち、一番住みたいと思うまちへの政策目標を掲げておられます。生まれ育ち、そして一旦、離

れた若者にも帰ってきてもらい、働いてもらう、そんなまちづくりに関してはどのような考えを持っておられますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

「生まれ、育って、ずっと住んで、また、若者が帰ってきて働いてもらうには」、何にいたしましても働く場所がなければならないのでは、そういうことです。その中で、大企業誘致にとらわれず、中小企業の誘致にも促進し、雇用のための受け皿づくりを進めてまいりたいと思います。

地元企業の持っている能力を特に高校生への周知を考え、県外大学に行っても帰ってくれ、地元で働くことのメリット、「暮らし、子育て、住環境、余暇、安全・安心」の面を情報提供に努めてまいりたいと思います。そして、地元で働くことにより、農業や商工業の後継者不足の解消に広がることも期待できるのではないかと考えております。

「生まれ、育ち、ずっと住んで、若者が帰ってきて働いてもらう」には、大変難しいことだと思います。雇用の充実だけでは実現いたしません。4期目で掲げた政策目標を市民、議会、そして行政が共有して一緒になって「帰って来たくなるような魅力あるまちづくり」を目指し、一歩でも近づけていけるよう推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、上野宗彦君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○議長（坂本康隆君） まず、乗り合いタクシーの導入と巡回バスの改善についての質問を許可いたします。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、乗り合いタクシーの導入と巡回バスの改善について、一問一答方式で質問します。

近年、全国的にもこの紀の川市においても高齢化が進んでいます。そのような中、この地域では食料品や日用品を提供する店舗が各地域の1カ所に集中する傾向が見られます。また、通院のための交通手段の減少、交通手段が限られることにより市内での通院においても数時間を要する場合があるという声を聞きます。

さらに、これまでもさまざまな地域の方から、「巡回バスの本数が少ない・バス停まで遠くて大変・目的地までに時間がかかり過ぎる」、このような理由から利用しにくいという声を聞くことがふえてきています。

また、運転免許証を返還する方もふえてきている中で、返還した後の移動手段の確保に悩む方も少なくありません。今回は、このような市内での移動手段の確保と利便性の点から質問します。

まず、平成29年度予算の中で、「地域公共交通網形成計画の策定」が組まれています。予算委員会でも何名かの委員から質疑があり、それに対する説明の中では、今年度はアンケート調査を行うとありました。国からの指導があったからということもあると思いますが、市として今回のアンケートに至るまでに何らかの認識があったからこそ実施に至ったものだと思います。そこで、現状認識はどのようなものか、お聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 中村議員の御質問にお答えいたします。

将来にわたり、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる紀の川市地域公共交通網形成計画を平成29年度から平成30年度の2カ年で策定しているところでございます。

現状の紀の川市地域巡回バス等につきましては、バス停が多く、路線が長い、目的地まで時間がかかる、便数が少ない等の課題を抱えており、利便性が高いとは言えない状態であることを認識しております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） そこで、この計画策定に当たり、法定協議会を設置すると思います。その中で議論を重ね、よりよい計画の策定につなげていくならと考えていますが、本当に車に乗れない方の声を反映することに留意して行われるのでしょうか、お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市地域公共交通網形成計画を策定する上で、地域の実情に応じた公共交通ネットワーク構築に向けての協議を行うため、法定協議会の設置を予定しております。

協議会の構成員には、紀の川市地域公共交通会議の委員に加えまして、福祉部門、観光部門、鉄道事業者、有識者を予定しており、各部門からの御意見を反映した計画が策定できるものと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） ぜひ、本当に車に乗れない方の声を反映していただきたいと思います。

次に、これまでに計画策定にかかわる職員さんにも、実際に今ある公共交通を利用してさまざま地域から主要な行き先へ要する時間や乗りつぎの利便性を体験してみたいという声を市民の方からお聞きしています。このようなことも必要と考えますが、どのように対応していくのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市地域巡回バス等の現状を認識することは、新たな計画を策定する上で大切なことですので、担当職員がバスに乗車し、計画策

定に反映できるよう状況把握に努めているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 紀の川市は、これまで鞆淵での地域情報通信基盤管理運営事業や簡易水道の整備、また赤沼田でのデマンド交通の導入など山間部も大切にしてきたという経緯があります。

この計画の策定は、国の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいていますが、この計画の中にはメリットとして、「コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能になる」とあります。これを見ると、紀の川市でもコンパクトシティ化が進められるのではないかと懸念されますが、その考えを持った上での市の計画策定になるのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 今回の計画策定につきましては、コンパクトシティ化を推進するために策定するものではなく、現状と市民ニーズを把握した上で、安心して乗車することができる利便性の高い安定した乗車率を維持するような持続可能な計画策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 先ほど言わせていただきました29年度予算委員会の中でも、現行のバスはバス路線が長い、そのために目的の場所まで時間がかかる、路線が長いので運行便数がかなり少なくなるというデメリットがあるということも把握されていきました。

私も、実際に同じような声を聞いています。市民の要望を全て聞き入れることは難しいことはわかっているつもりです。しかし、学生やお年寄り、免許証を返納した方など、多くの市民に必要な移動手段の確保のために、思い切って巡回バスの改善の一つとして、運行本数の増加と路線の拡大を進めるべきではないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市地域巡回バスにつきましては、粉河那賀線で4コース、桃山路線で3コース、貴志川路線で2コースの計9コースを運行しており、鉄道駅から1キロメートル以内、もしくはバス停から300メートル以内に含まれる人口に対するカバー率は97.9%と、非常に高い数値となっております。ただし、カバー率が高い反面、運行本数が限られるという側面を持ち合わせておりますので、バス事業者と協議を行いながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 次に、運転免許証返納するに当たって、したほうがいいこともわかっているけど、返納してしまったら買い物や通院に困るという不安の声や返納してしまったけど、こんなに不便なら返さなければよかったという声を聞いています。こういった不安を解消するためにも、返納者に対し、たとえ3年、少なくとも1年間だけ

でも巡回バスの改善の一つとして無料パスの導入を行ってはどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市内における運転免許証の自主返納者数を把握することはできない状況であります。紀の川市地域巡回バスは、中学生以上の大人が一乗車100円、小学生以下、障害者及び介護者は無料と低料金で設定させていただいておりますので、現時点では無料パスの導入については考えておりません。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 先ほどから何回も言わせてもらっているとおり、買い物に困っている方、日常の通院に困っている方にとって便利な移動手段の確保はとても急を要する切実な問題です。巡回バスでカバーできないエリアをどうしていく考えですか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市地域公共交通網形成計画においては、巡回バスと乗り合いタクシー等、多様な交通網と連携しながら地域の実情や市民ニーズに合った運用方法を検討し、利便性が向上し、財政負担の軽減につながる持続可能な計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） タクシーの事業者もバスの事業者も、人手不足や高齢化が問題になってきていると聞きました。このことに関しても、移動手段の確保には大きく影響してくると思います。市内事業者への仕事の供給という点では、市内事業者への委託はとてもよいことだと理解しているつもりです。

しかし、この人手不足という問題を解消させるためには、複数の事業者を広域的に選定するという点も検討してみてもいいのではないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 紀の川市地域公共交通網形成計画に基づく事業者の選定を行う場合につきましては、まず、現在運行を行っている事業者を含めた地元の事業者と協議を行いたいと考えております。

なお、地元の事業者での運行が困難な場合には、広域的に事業者を選定する必要があると考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 各地で導入されてきているあらかじめ登録した上で、事前予約をし、市外に委託したタクシー会社による乗り合いタクシーで自宅から目的地、目的地から目的地へ低料金で移動できるという制度があります。

奈良県香芝市では、予約乗り合い型交通として、市内全域でフルデマンド方式をとっています。行政施設、病院、銀行、福祉施設、郵便局、駅など、約290カ所を共通乗降場所として実施されています。また、香芝市での運行実績として、運行が開始された翌年の1年間の集計では、平日のみの運行ということで242日で合計利用者は延べ4万5,8

96人、1日平均は190人でした。

このように、利用しやすくすれば利用者が自然とふえます。紀の川市にも日常生活における移動支援を必要とされる方、利用しやすい移動手段がないために外出を諦めていた方が多くいると考えています。現在、それを踏まえた計画策定のために動き初めていることはわかりました。

しかし、今、困っている人を、今、助けるためにも急ぐ必要があると思っています。最初から完璧なものを求めるのではなく、一方で計画策定を進め、もう一方では乗り合いタクシーの試験運行を行いながら利用者の声を聞き、改善を進めていくという方法をとってもよいのではないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 計画策定を進めながら、新たな乗り合いタクシーの試行運行を行うことにつきましては、現状の体制では難しい状況であり、また計画策定に影響を及ぼすおそれがありますので、計画が策定されるまでの間は、現状の運行を続けたいと考えております。

〔中村議員「以上で終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、介護保険第7期事業計画についての質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 介護保険第7期事業計画について、一問一答方式で行います。

これまで、要支援1・2のホームヘルパーとデイサービスを保険からはずし、総合事業へ移行する特養ホーム新規入所は、要介護1・2の人は原則として対象外とされる、合計所得160万円以上、年金収入の場合280万円以上の人の利用料が2割負担に引き上げられる、非課税世帯でも配偶者が住民税課税であったり預貯金が一定額あれば、介護保険施設、ショートステイの食費、部屋代補助が打ち切られると数々の改悪が行われてきました。

さらに、今年度から始まった総合事業は、介護保険の財源は使うが、伸び率はその市町村の「75歳以上の後期高齢者数の伸び率しか増加率を認めない」とされています。総合事業に移行して2～3年のうちに上限額を超えてしまうことが予測されます。また、上限額を超えた分は、「法定」の介護保険財源の中からは出ません。本来の介護保険制度の目的の高齢者の介護は社会全体で支え合う仕組みづくりにもあるように、必要なときに利用でき、保険料や利用料の負担が生活を圧迫しないようにする必要があることから、質問を行います。

まず、総合事業が始まって9カ月になりますが、現状はどのようになっていますか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 平成29年度から新たに導入した総合事業は、

介護事業者が担う「介護予防・生活支援サービス事業」と、行政機関等が担う「一般介護予防事業」の大きく2種類の事業に分類されます。

まず、前者の「介護予防・生活支援サービス事業」においては、従来の介護保険サービスでは、訪問によるサービスや事業所等に通って受けるサービスなど、全国一律の介護保険サービスを提供していましたが、総合事業の開始により、従来のサービスも残しつつ、サービスを利用することのできる対象者やサービスの類型をふやすことで、それぞれの状態に合ったサービスを提供することとしています。

具体的なサービスといたしまして、平成28年度までの現行サービスである介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス。

二つ目に、事業従事者の基準を緩和することで、非専門職でもサービスを提供できる訪問型サービスA、通所型サービスA。

三つ目として、リハビリ専門職による短期集中予防サービスである訪問型サービスC、通所型サービスCなど、特に要介護状態に至っていない方に対し、自立支援を目的とした介護予防について、日常生活の中で支援する事業を実施しています。

サービス開始初年度の傾向としては、現行サービスを継続して希望される方が9割以上となっています。新基準のサービスA・Cについては、毎月10名程度の利用となっています。次年度以降は、要支援認定された方、また基本チェックリストにより対象となられる方に状態に応じたより安価な新基準サービスを利用していただくため、地域包括支援センターと協働で市民周知・サービス事業所の新規開設及びケアマネに利用促進のお手伝いをお願いしたいと考えています。

また、「一般介護予防事業」については、介護予防教室の開催や地域自主運動サークルの活動支援に加え、地域リハビリテーション活動の支援として「紀の川歩いてく体操」を新設し、効果的な介護予防の取り組みを進めております。

今後も、行政と介護事業者等が包括的に介護予防に取り組むことにより、いつまでも生き生きと地域で暮らせるまちを目指し、介護予防事業のさらなる充実を図りたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 最初にも述べましたが、上限額を超えることが予想されますが、その場合、サービスを使わせなかったりサービスを縮小するなど、上限額以外に押さえ込むようなことにはならないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 平成30年度の総合事業の上限額につきましては、前年度の実績額に75歳以上高齢者人口の伸び率を乗じて上限管理を行うということで予定されております。

事業費において、上限額を超えた部分についての対応といたしましては、サービスの内

容の縮小、サービス利用の制限を行う方法が考えられますが、介護が必要な人に必要なサービスを提供するという観点から、現実的な方策ではない、そのように考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では、上限額を超えた分の財政は、市民のために市が負担するという選択肢もありますが、どのように対応していくのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 市の一般財源での対応も選択肢の一つとなります。上限額内で事業実施が原則となりますので、介護予防や自立支援に向けた取り組みをより一層進めることにより、元気高齢者の増加を図り、あわせて上限額や国の示す標準額を超える場合の個別の協議に当たっては、国・県に対して柔軟な対応を求めていくとともに、国・県等の補助金の活用、上限額が別の設定である包括的支援事業における事業実施の可能性も検討した上で、上限額内での事業実施に努めたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） では次に、本市は地域包括ケアシステムをどのように進めていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、高齢者の医療や介護の需用がさらに増加することは避けられない状況でございます。第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの実現に向けまして、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を基本目標の一つとして位置づけ、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などに係る現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ります。

まず、在宅医療・介護の連携強化では、本人の意向や心身の状態、住環境、家族の介護力等、一人一人の状況に沿った適切な医療・介護を提供できるよう在宅医療サポートセンターと連携しまして、地域における医療職・介護職のネットワークづくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組めます。

次に、地域ケア会議では、地区別地域ケア会議に医療機関の地域連携担当も参加してもらい、地域包括支援センターをはじめ、介護支援専門員やサービス事業所とも連携できるよう支援しております。本年度は、16回を予定しています。処遇困難・虐待等の発生時には、個別地域ケア会議を随時実施できる体制ともしております。

今後も地域包括支援センターを中心に、困難事例や介護予防の検討が必要なケースなどの検討を通じて、他職種協働によるケアマネジメント支援や地域課題の把握、地域ネットワーク構築の実現を目指してまいります。

認知症施策の推進では、平成30年4月開始に向け、認知症地域支援推進員活動・認知症初期集中支援チームの活動方法について医師会等関係機関と現在検討いたしております。

最後の生活支援サービスの体制整備では、地域に不足しているサービス・支援の創出や担い手の養成など資源開発や関係者間の情報共有、連携の体制づくりなど、地域の支援ニーズと多様な提供主体による活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、各地域の生活支援コーディネーターと多様な提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場として、「協議体」の設置を提案してまいります。

今後の少子高齢化や財政状況を考えると大幅な拡充は難しいため、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要と考えています。

現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、ボランティアの育成も含め、地域・医療機関・事業者・行政等が連携した複合的な機能強化を図りたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） また、財政的インセンティブが付与されることが検討されています。そのために、サービスが受けられなくなったり卒業につなげられるなど利用者負担がふえることにはつながらないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが必要となります。平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」におきましては、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与が制度化されております。

現在、「財政的インセンティブ」については、高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するための交付金に関する評価指標が示されたところですが、具体的な交付金の算定基準については明確に示されていない状況です。

今回の制度改正については、介護保険制度の根幹である「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ということを理解し、その有する能力の維持向上に努めるという意識を高めることにより、高齢者の自立支援を促し、制度の持続可能性を維持することを目的としているため、この改正が、直ちにサービス利用の制限や利用者負担の増加につながらないと考えております。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 9月議会の中で、地域包括支援センター事業が一般会計から介護特会に移ることによって、第7期の保険料に多少は影響すると言われていました。

また、介護報酬の引き上げが報道されています。このことによって、利用者負担がふえるのではないかと懸念されます。来年度からの第7期では、全体としてどのくらいの値上げが見込まれますか。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 第7期計画期間内においては、高齢化の進展に伴う被保険者数の増加により、介護給付費についても増加を見込んでいるところでございます。また、制度を支える側である第2号被保険者の方の介護保険料法定負担率が28%から27%に引き下げられ、逆に第1号被保険者の方の介護保険料法定負担率が22%から23%に引き上げられます。

第7期の介護保険料算定については、現在、厚生労働省が作成した全国共通の「見える化システム」を使用し算定を進めております。介護報酬の改定等による介護サービス等給付費の精査を経た上で、平成30年1月下旬の介護保険事業計画等策定委員会に提案し、審議いただく予定です。

現時点で、明確な金額を提示することはできませんが、前段で説明したとおり、給付費の増加、負担率の改定からも保険料の上昇は避けられないものと予想しております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今の介護保険制度は国保などとは違い、保険料を払っても必要なときに利用できないという不公平感が否めません。このような中で、保険料の負担が大き過ぎるという不満の声が多く聞こえてきています。一般会計からの繰り入れによって、市独自に保険料を下げる必要があると考えますが、市民の生活に、市民の声に少しでも寄り添うことはできないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 介護サービスを利用しない方にも保険料負担をお願いする点については、市においても被保険者の方々の不満の声が寄せられます。また、保険料負担が大きいという点についても同様ですが、介護保険制度の趣旨である「介護が必要になっても安心して暮らせるよう地域全体で支える」という目的、安心して暮らせるための「相互扶助の制度」であることを説明し、理解を求めているところです。

次に、市町村の一般会計から介護保険事業特別会計への繰り入れについて、法定負担割合を超えてこれを行うことは、本来、第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について、制度上想定されない市町村の一般財源を充てることになることから、費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられます。厚生労働省においても、介護保険制度創設時から一貫して法定負担割合を超えて一般会計から繰り入れを行うことは適当でないとしております。

このことから、第7期の介護保険料算定における一般会計からの繰り入れについては、法定割合を遵守したいと考えています。また、介護保険事業特別会計に財政上の不足が生じた場合に備えて、都道府県において財政安定化基金が設けられており、期間内における財源不足については、財政安定化基金からの貸し付け等を活用していきたいと、そのように考えております。

〔中村議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 1番 門です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

海南・紀の川風力発電事業について、一問一答方で質問したいと思います。

私は、38年間、中学理科の教師をしておりました。いつも3年生の終わりぐらいになると、これからのエネルギーということについての授業というのがありました。それを続けてきた中で、3.11の原発の事故、地震によって事故が起こりましたが、そのとき自分がやってきた授業について問い返してみました。原発を推進するような授業をしてこなかったらどうか、また自然エネルギーについてきちんと捉えてきたらどうかというふうなことを考えさせられた事件でした。

その中で、再生可能エネルギー、この風力発電とか太陽光発電についてやっぱり進めていかなきゃならないという立場で授業をやってきたつもりです。この間、和歌山に帰ってきて、広川町などに見られる風力発電の発電機を見て、多少景観は損なうけれども、これからの日本にとっては大事なエネルギーではないかというふうな肯定的な見方をしておりました。それが、自分たちの地域にかかわってくるということで、9月4日から10月3日にわたって、環境配慮書というのが閲覧することになったわけですけども、自分もそういう関心がありましたので、鞆渚の出張所に行って閲覧をしました。

そんな中で、いろいろ見聞きする中で、これでいいんだろうかといういろんな疑問点を覚えるようになりました。

まず、9月4日から10月3日に環境配慮書の閲覧、そしてこの間、9月25日から27日には、関係各自治体からの知事あての意見書が出されました。

それらずっと閲覧読ませていただいて、私なりに考えたことですが、配慮書の1-2のところ、事業の目的の最後の部分に、「地域に対する社会貢献を通じた地域の振興に資することを目的としています」と書かれています。これは、もし実現するならば非常にいいことではないかなというふうに思いましたが。

配慮書の中で、9月26日に配慮書を読ませていただいたんですけども、また10月4

日には和歌山県の書道資料館で第2回環境影響評価審査会というのがありました。これにも傍聴に行きました。評価委員の先生からのいろんな意見や質問に対して業者から3名ほど若い人が来ておりましたが、その返答というのが、疑問に十分答えていないというか、また私が最初言ったように、再生可能エネルギーについて、ぜひ日本でも広げていきたいというふうな熱意というか情熱が感じられない、そういう説明でした。

また、さまざまな委員さんからの環境に対する影響についてどうかという質問もありましたが、それらに対しても十分な答えを出していないということで、現状ではこの計画というのは非常にずさんであって、紀の川市にとって、また私の住んでいる鞆渚にとって、これは受け入れるべきではないんじゃないかということで質問をさせてもらうことにしました。

まず、一つ目の質問ですけれども、各市町村からの回答書の中で、一番分量も多くて意見もたくさん書かれていたのは紀美野町でしたけれども、この紀美野町の回答書の中に、最後のほうですけれども、本配慮書の8ページの「事業実施想定区域の設定根拠」の中で、「本計画段階において既に海南市・紀の川市・有田川町・紀美野町の関係部署と連携をとりつつ事業化を検討しており、地域とのコミュニケーションが構築されつつある」というふうに書かれていますが、紀美野町は、「この事実は確認できず虚偽であるために本書は信頼に足る図書となっていない」というふうに辛らつに記載されています。

私も、この仕様書を最初読んだときに、あれ、もう紀の川市も良好な関係になっているかというふうな、この配慮書を読むだけでは非常に疑問を感じました。ところが、紀美野町では、このように虚偽であるとまで書かれていましたので、紀の川市にも同じようなコンタクトがあったと思うんですけれども、紀の川市においてはどういう関係であったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま門議員から御質問いただきました内容につきまして、御答弁させていただきます。

民間事業者であります日本風力エネルギー株式会社が設立いたしました合同会社2社が計画しております風力発電事業につきましては、本年7月14日に事業者側の担当者が本庁に来庁いたしまして、環境衛生課での対応ということで始まってございます。

事業者側の説明では、国の環境影響評価法及び県の環境影響評価条例等に基づいて、環境影響評価の手続を行うことについて、市の対応に関する依頼ということで窓口に入ったそうでございます。

環境省のアセスメントガイド及び県の環境影響評価条例及び施行規則において規定されております環境影響評価では、配慮書・方法書・準備書・評価書と、四つの手順を踏むことになっており、最初の手続である配慮書につきましては、9月3日に県及び関係市町に提出がございました。

ただいま御説明にもございましたが、翌4日から10月3日までの間、県や関係市町、ホームページ等で配慮書の縦覧が行われ、市の意見書につきましては、9月27日付で県へ提出してございます。縦覧時の市民の意見や県並びに環境省、経済産業省の意見に対する改善手法や、今後の現地調査の計画等を取りまとめた方法書の作成が事業者に求められる次の手続段階となっております。

御質問にあります配慮書の記述にございます「連携」という言葉を改めて辞書で引いてみますと、その意味は、「互いに連絡をとり合って、一つの目的のために協力して物事を行うこと」とございますが、本市におきましては、そのような事実はございませんでした。

また、事業者は、何を指して「地域」としているのかはわかりませんが、配慮書が作成されました段階で、「地域と事業者とのコミュニケーションが構築されつつあった」という事実につきましては、少なくとも本市では確認してございません。

したがって、議員御指摘の配慮書記載の「本計画段階の関係部署との連携や地域とのコミュニケーションが構築されつつある」といった内容の記述は、関係市町の中には、そのような自治体があるかもしれませんが、少なくとも紀の川市に関しては該当しない、そうした内容であると考えてございます。

当該文言につきましては、配慮書としてのマニュアルに当てはめ、体裁を整えた結果であり、それがゆえに、当市の場合には電話等での事務的なやりとりを意識的に誇大した表現を用いたものかと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今の説明で、紀の川市に対しては電話などでのコンタクト、また7月に尋ねてきたというあたりのことで、それだけで良好な関係がとられているということでしたけれども、今の説明で紀美野町もそうですが、紀の川市も特にそういう良好な関係ということではないということだと思います。4つの市町村のうち、紀美野町とそれから紀の川市、ですから、あと二つについてもそれに似たような状況だと思います。

続きまして、二つ目の質問ですけれども、紀の川市のほうから県の仁坂知事あての回答書の中に、末尾のほうですけれども、「苦情や健康被害が発生した場合は、真摯に対応すること」というふうにありました。

これまでの各地の被害例を見ても、健康被害が生じてしまってからでは遅いのではないかと、もう風車も立っている。現在、風車のあるところでは夜間だけとめているとか、苦情が出ているとか、そういったこともあるようですが、そうなってしまってからでは遅いと思います。だから、紀の川市のこの回答書では、「健康被害が発生してきてしまってからでは遅いのでは」という表現だけでは弱いのではないかなと思ひまして、質問させていただきました。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 市の意見書についての御質問でございます。

意見書の二つ目の項目といたしまして、「騒音、超低周波音及び風車の影における生活環境への影響は可能な限り回避、軽減させるよう配置等について検討を行うこと。特に、超低周波音から受ける影響については個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や可能な限りの最新の知見を参考にしながら調査・予測及び検討を行うこと」と記述してございます。

事業者が、これらの意見に対し健康被害が発生しないような機種を選定し、意見に対して忠実な事業を履行することは必然のことと考えてございます。

御指摘の「苦情、健康被害が発生した場合は、真摯に対応すること」と記述いたしましたのは、万が一、事業実施後に被害が生じた場合には、「これを放置することなく、真摯に対応すること」との条件を付して事業者を諭したものであり、決して事業の実施を認めるというものではございません。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今の説明でありましたように、市のほうとしても当然被害が起こらないようにという趣旨で、最後のほうにこのように出されということについては、わかりました。

次に、3番目、超低周波音による健康被害について、これは人によって感じ方がかなり大きく違うということなんですけれども、紀の川市のほうではこの健康被害についてどのように把握しておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 御質問の健康被害ということですが、超低周波音につきましては、本年5月26日付で、環境省水・大気環境局長から発文されました「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」によりますと、「風力発電施設と環境影響の関係につきましては、国内外でさまざまな研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音や低周波音と健康影響について、現段階において明らかな関連を示す知見は確認されていません」と記されてございます。

御指摘の一般に100ヘルツ以下の低周波音をさらに上回る20ヘルツ以下の超低周波音につきましては、通常人間には聞こえない限界の値である「知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」と報告されているところでございます。

しかし、同指針の別紙において、「風力発電施設は、静穏な地域に設置されることが多いため、そこから発生する騒音等のレベルは比較的低くても、周辺地域に聞こえやすいことがある。また風力発電施設からは、ブレード（翼）の回転によって振幅変調音が、また一部の施設では内部の増速機や冷却装置等から純音性成分が発生することがあり、これらの音により煩わしさを増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが

示唆されている」とも記述されていることや、騒音については、聞こえ方には個人差があり、風力発電施設の立地環境や住環境も多様であることから、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなどの配慮を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 次にですけれども、4番目、配慮書に関する環境評価審議会のスケジュールには、「知事意見を集約」というふうにあります。私、発言通告書の時点では、知事意見について確かめていなかったのですが、このような質問になりましたが、その後、知事の意見について県のホームページのほうからとらせていただきました。仁坂知事からの業者に対する知事意見ということで、かなり厳しい評価がなされています。

少し、読み上げてみたいと思いますが、「その内容理解については重大な誤認があると考えられる」、これは風力発電施設から住居、住民が住んでいる家までの距離、この業者は500メートルということで設定をしておりますが、このことについて重大な誤認があると考えられ、距離設定が適切であるとは判断できない。速やかに使用する風力発電機の具体的な諸元を明らかにした上で、住民や関係自治体からの意見を十分に勘案し、位置等について検討を行うこと。重大な環境影響が避けられないと判断した場合には、対象事業実施区域の見直し及び基数、基数というのは風車の数ですけれども、基数や出力の削減を含む事業計画の全体的見直しを行うことと。一番に、総括的な事項のところでもこのように書かれております。

あと、個別なことについても、それぞれ検討しなさいというかなり厳しい知事からの評価がなされております。この知事の評価は、その前に行われました環境評価審査会からの意見に基づいての知事の評価です。それから、さらに環境大臣及び経済産業省からの意見というのも出されておりますが、同じ趣旨で、この業者に対するかなり厳しい評価がなされております。

紀の川市もこれを受けてのことだと思いますが、紀の川市の御意見もお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 知事から事業者に対しましては、本年10月25日付で意見書が出されているところでございます。

県の影響評価審議会及び県庁関係各課に加え、関係市町の意見を参考に作成したものと聞いているところでございます。

再生可能エネルギーや温暖化対策といった地球的規模での取り組みは重要であると認識してはございますが、民間事業者が、専ら自社の利益のために紀の川市の自然や景観を破壊し、住民への被害を省みないような事業につきましては、到底看過、また容認することはできないものと考えてございます。

今後とも、こうした市の意見を県に対して発してまいりたいと、そう考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいまの市からの答弁について、非常に力強く感じておりますので、今後ともこの姿勢で行ってもらいたいと思います。

続きましての質問ですけれども、紀の川市では該当地域、これだけにはかかわらずもうちょっと広がるかもわかりませんが、細野、それから野田原、下鞆渚地域、このあたりについて、業者のほうの説明に入っている部分もあるようですが、紀の川市としてはこれらの地域の住民に対する説明など今後の予定はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） さきにも申しましたとおり、環境影響評価は環境省のアセスメントガイド及び県の環境影響評価条例及び施行規則において4段階になっておりまして、配慮書・方法書・準備書・評価書、それぞれの段階で公告縦覧の実施がうたわれてございます。

配慮書の段階で説明会の開催はうたわれてはおりませんが、事業者みずから説明責任を果たし、関係住民に認知していただき、事業者に対する意見を述べる機会を失うことのないように早期に周知させることが望ましいと考え、関係住民に概要を説明するよう、市からの意見書に記述したものでございます。

なお、当市では、配慮書段階での地元への説明につきましては、関係自治区のうち、既に5地区で説明会が開催され、3地区で開催が予定されてございますが、調整がいまだとられていないところもあると聞いているところでございます。

一方、方法書及び準備書の段階では、説明会の実施がうたわれてございまして、市も場所の協力をするようにと県からの依頼がございまして、対応してまいりたいと考えております。

なお、方法書の公告縦覧につきましては、年明け以降になると聞いてございまして、その後、現地調査を挟んで、準備書・評価書の手続きがあり、環境影響評価の手続きが終わるまでには、3ないし4年程度の期間が必要になると聞いているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今の説明で、次の段階、それから次の段階と進んでいく、業者としてはそういうふうに進めていきたいと考えているようですけれども、私としては早い段階で業者に断念をさせていきたいというふうに考えています。

だから、次の方法書による住民に対する説明というあたりで、もう業者のほうこれでだめだと諦めるような方向で進めていきたいとも思っているわけですがけれども、6番目の質問ですけれども、本市として当事業について情報収集にさらに努めて、住民への情報公開を進めていくべきだと考えております。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現在、事業所におきましては、計画の構想段階であ

り、今後、事業内容が具体化されてくるものと思います。

配慮書の縦覧では、県及び他の3市町はそれぞれ1カ所での公告・縦覧でしたが、紀の川市では、本庁だけでなく各支所・出張所も含めました6カ所で縦覧を実施しており、ホームページにも掲載し、住民への情報公開に努めているところでございます。

今後とも、県の指導を仰ぎながら情報公開に努めてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 市長にお伺いします。

今、市長として、今回の風力発電の計画についての市長の見解をお伺いしたいと思いません。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 門議員の御質問にお答えをしたいと思います。

風力発電に対する計画に対しての市長の考えはと、見解はということであります。東北の震災後、東京電力の原子力発電の怖さといいますか、そこらがもう大きく国民に心配をかけている状況であります。

そんな中、太陽光とか風力発電、自然の中で取り組む、これらについてはこれからの時代に考えていかなきゃならんことだとは承知をいたしておりますが、紀の川市や紀美野町、有田川町へのこの風力については市が具体的に説明を受けておりませんし、民間の企業が利益を追求するための事業としてやられるということですから、これは市として土地は個人のものか、共有なんか、財産区か、そんなところもまだわかっておらないわけで、これらを地域の皆さん方と十分相談をさせていただいて、紀の川市へ来ることによって地域の皆さん方に迷惑かかるようなことでは、到底県を通じて許可するわけにはいかないというつもりで、しかし、真っ向から反対ということではなく、十分その意見等々を聞きながら進めていくというその考えでいたいと、そう思っております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいまの市長の答弁、非常に力強く受けとめたいと思います。今後とも、またこの計画については情報収集して、また地域の皆さんにとって、住民にとって被害の及ばないように、私もいろいろ研究を進めていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回も、前回9月議会に引き続き、国民健康保険制度について質問いたします。

来年度、平成30年からの国民健康保険制度の都道府県単位化に当たって、目下私が一番気になっているのは、来年度以降の国民健康保険税がどうなるのかということです。

前回の質問のときには、和歌山県による試算が公表されていない中での質問でしたが、現状では29年度水準を大きく逸脱するような状況にはならないという答弁をいただいています。

その後、9月25日付で和歌山県国民健康保険課から、「平成29年度における国民健康保険標準保険料（税率）等の試算結果について」という資料が公表されました。この試算では、平成29年度から新制度に移行したものとして、平成28度と29年度の税額を比較しています。

この中で、県単位化により、1人当たり保険税額が県平均で9,117円低くなり、紀の川市では平成28年度実績が11万1,923円だったのが、平成29年度の試算結果として9万4,090円の1人当たり保険税額となり、15.93%の減、1万7,834円低い税額となるとの試算がされました。

また、標準保険料率では、紀の川市の場合、後期高齢者支援金分の所得割のみ現行水準で、そのほかは全て引き下げられた税率が示されています。試算であるけれども、実に1人当たり1万7,834円を引き下げてもやっつけられるという内容であります。

前回の質問の時点では、私の心配は、国保税額が都道府県単位化で値上げにならないかというものでしたので、来年度の国保税についての見通しを尋ねた際に、繰り返しますが、現状では29年度水準を大きく逸脱するような状況にはならないという答弁でしたので、値上げの心配は取り除かれたわけです。その点では、ひとまずほっとしたところだったわけですが、そこに今回の1人当たり1万7,834円を引き下げてもやっつけられるという県の試算が示されました。

この「試算結果」を見る限り、現在、私は本市の来年度の国保税率は引き下げることができるのではないかと考えています。診療報酬や介護報酬の改定内容や医療実績の動向によっても、県への納付金等、1人当たり標準保険税率は変わってくるため、平成30年度が、今回のこの試算のとおり納付金や標準保険料率が設定されるものではありません。

しかし、試算は予定されている追加公費1,700億円のうち1,200億円、7割が投入されたものとして計算されており、今後、今回の試算よりもさらに公費投入がされれば、税率を引き下げられる環境はより整うということになります。

前回の質問でもお示しいたしましたが、国保税の負担はほかの被用者保険と比べてもはるかに重い現状があります。例えば、年収100万円で40代夫婦と子ども二人、固定資産税額5万円の世帯では、被用者保険、例えば、協会健保では年間4万7,772円の保険料となるのに、紀の川市の国保税額は13万3,000円の負担となります。

今回の質問では、公表された「試算結果」を受けて来年度の国保税率のあり方について引き下げべきではないかという立場からお聞きをしていきたいと思えます。

最初に、今回の都道府県単位化によって、来年度の保険税率は引き下げることができる

と私は考えますが、どうかということについてお聞きしていきます。

まず、9月の試算を見たときに、私は引き下げられるというふうに思ったわけですが、紀の川市としてはこの試算結果をどう見ているのか、どう評価・認識しているのかということをお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの石井議員の御質問に御答弁申し上げます。

市町村が運営する国民健康保険制度は、いわゆる社会保険等加入者を除く全ての市民が加入する国民皆保険制度の最後の砦とも言えるものでございます。

しかし、本国保制度は、市町村単位での運営のため、財政基盤が不安定で年齢構成や所得水準、医療機関の偏在による医療給付費の格差など構造的な要因に加え、保険税の算定方式や医療費適正化への取り組みの違いなど、さまざまな問題により持続可能な運営が危ぶまれてまいりました。

このような現状を改善し、制度の安定的な運営のため、国民健康保険法が一部改正され、国民への財政支援を拡充し、基盤強化を図るとともに、来年、平成30年度から都道府県も保険者となり、市町村とともに国民運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を果たす、いわゆる「県広域化」が実施されることとなりました。

県広域化を進めるには、本来は県下統一された保険税が求められますが、さまざまな要因により単純に比較することは困難な状況にあることから、30年度以降は県が県内各市町村の標準的な住民負担を示し、公表する「見える化」を実施し、現在は平成29年度の標準保険税率等の試算結果が公表され、その結果を県と市町村で認識活用し、納付金の算定方法や激変緩和のあり方などについて協議・検討し、広域化に向けた合意形成を現在進めているところでございます。

御質問の9月に公表されました試算結果につきましては、紀の川市は、国民健康保険標準保険税率の算定基礎となる1人当たり保険税で、御説明でもございましたが、平成28年度実績が11万1,923円に対し、激変緩和後の平成29年度試算結果は9万4,090円となり、試算結果上では1万7,834円低くなっており、県平均でも9,117円低くなってございます。

主な要因につきましては、平成29年度保険給付費の推計値が県全体で、対前年度比がマイナスになったこと、また追加公費を反映させたことにより保険税額が抑制されたためと考えてございます。

ただし、これは平成29年度に新制度が導入されたと仮定した場合での試算でございます。平成30年度における納付金の算定につきましては、今後実施されること、また算定に使用する診療実績などの数値等につきましては、算定時に把握できる直近の数値を使用するため、算定結果も変動することが留意事項に示されておりますので、試算結果をも

って、そのまま平成30年度以降の被保険者負担を引き下げられるとは現状では申し上げられません。が、本市にとりましては、広域化によるよい影響や激変緩和などの公費投入効果によって負担水準が下げられているというように考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。今回、資料をつくる用意ができなかったところを、県広域化の背景も説明いただいたということで、補足いただいたのかなというふうに思っています。

下げられるのではないかという僕が見たわけですが、この試算結果については、振り返っていただいて、県全体でも保険税額が抑制されていると、紀の川市では何度も同じ数字出てきますけれども、1人当たり1万7,830円低くなるという試算だったということ振り返っていただきました。

その要因として、給付費全体が対前年度比で県全体でマイナスになったと、それから公費投入を反映させたと、その結果、紀の川市も負担水準の引き下げとなってあらわれたと。ただ、あくまでも平成29年度に新制度が導入されたと仮定した場合の試算で、平成30年度分は診療実績などの数値が変わると、9月の今回の試算の結果だけで30年度以降の加入者負担を引き下げられるとは言えないということでした。

そうしましたら、さらに前回の9月議会でも一般質問で、その後も今の9月に公表された試算をもとに今、質問しているわけですが、今度は30年度の試算が今、行われているということですね。「秋の試算」と言われているというものです。いよいよ来年度の納付金と、1人当たり保険税を決めていく本算定というんですか、1月には確定をしていくというような県のスケジュールになっています。

今回、1人当たり1万7,834円という金額で、今よりも少なくても済むという試算が出たわけですが、その後の「秋の試算」、それから「本算定」、これが9月の試算と比べて1人当たり保険税がどう変化するのも非常に重要なポイントとなるというふうに思っています。

私は、この9月の試算額よりも、保険税額が上がる要素よりも下がる要素のほうがむしろ多いんじゃないかなというふうに見ています。例えば、公費投入額1,700億円、国は投入しませんが、秋の試算は、今度は1,500億円を投入したものとして試算をするということになっています。

1月の本算定は、約束どおり1,700億円を入れたものとしてやるのかどうか、まだ僕はわかりませんが、少なくとも9月の1,200億円よりも多くの公費を投入して国費を投入して、激変緩和に回すということになっていくんだと思っています。それが、一つの要素ですね。

そんなふう思うわけですが、今現在で秋の試算ですね、もう年内には、11月に出るといふふうに言われていたというふうに記憶していたんですが、また出てい

ないようなんですが、秋の試算というのは現在どこまで今、進んでいるのかということですね。9月では、なかなか上げるか、下げるとは言えないということですが、じゃ、より数字が30年度に合わせた形で試算がされていっている秋の試算がどこまで進んでいるのかということ、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現在、県では、平成30年度ベースの国保事業費納付金及び標準保険税率を算定中であり、その結果の公表をもとに負担水準を考え、現在、全く底をついております財政調整基金の積み立てや算定方式の見直しも考慮した保険税率の設定をしなければならないと考えているところでございます。

仮係数に基づく平成30年度の試算、いわゆる「秋の試算」につきましては、現在、県で算定中であり、年内には公表される予定となっております。この秋の試算では、試算の基礎となる被保険者数や診療費の推計方法が見直されることや、公費の追加によって9月公表の試算とはまた変わったものになると考えられます。

いずれにいたしましても、試算の結果につきましては、本日この場にて申し上げることはできませんが、できるだけ早いうちに御報告させていただければと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 秋の試算は、まだ結果は出ていないということです。仮係数に基づく30年度の試算が現在行われていて、年内には公表されるということも、もう間もなくなのかなというふうに思いながらなんですが、被保険者数や診療費の推計方法が見直されると、公費の追加もされると、9月の試算とは変わってくるということでした。

また、紀の川市としても、基金が底をついていることをどうするかということも踏まえて検討していかなあかんという認識も少し触れていただいております。

この保険税額に影響する要素ですね、今後ですけれども、1月に本算定が行われて、県から紀の川市の納付金、標準保険税額、1人当たりの保険税額が示されていくというスケジュールに今あるんですけれども、この算定が9月の試算よりも1人当たりの保険税額が上がる要素が大きいのか、下がる要素が大きいのかを見ていきたいと思っております。下がる要素のほうが大きければ、少なくとも9月の試算並みの引き下げというのは十分に可能になってくるのではないかなというふうに思っています。

まず、保険税額に影響する医療給付費について、お聞きをします。1人当たりの医療費の伸び、これ診療実績というふうになるかと思うんですけれども、医療費の伸びによっては保険給付費が大きくなって、それが保険税の引き上げ要因になるというふうに思うんですけれども、診療実績については確定していく中でどう影響してくるというふうに考えておられるのかということをお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 1人当たり医療費の伸びにつきましては、保険給付費の増加に結びついており、国保事業費納付金の増加につながります。つまるところ、保険料の増加ということになりますが、新制度の円滑な施行がなされた場合には、激変緩和のための公費投入などにより、給付の増加や所得の変動による負担増が緩和されるとされてございますので、医療費の伸びがすぐに負担の増加にはならないと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 納付金の額、また1人当たりで言うと保険税額に影響してくるこの保険給付費が、伸びれば保険料の増加にはつながるけれども、今回の都道府県単位化・広域化においては、激変緩和の公費投入がされるので負担増が緩和されると、医療費の伸びがすぐに負担の増加にはならないという答弁でした。医療費が伸びても、保険税額の負担増にはならないということだと思います。

一つは、給付費の伸びが保険税額に影響するのかなというのを心配したんですけれども、これについては負担増にはならないという答弁でした。

それでは、次に、診療報酬と介護報酬の改定の影響がどうあらわれてくるのかなということです。来年度は医療と介護の報酬の同時改定が行われると。報道を見ますと、医療費の分では全体として引き下げて、介護の分では引き上げという報道がされています。

診療報酬がどうなるかというのも医療給付費に大きく影響をしてくると思うんですけれども、その点、診療報酬で全体では1.19%引き下げで決着という報道がされています。薬価の抜本改革の部分を除いてみると0.90%というふうな形で、診療報酬全体では引き下げになっているということです。介護報酬は0.54%の引き上げということで示されているところです。これがどう影響してくるのかなということをお聞きいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 診療報酬等の改定につきましては、医療給付費に大きく影響して保険税の算定では重要な要素となります。したがって、当然、診療報酬の引き下げは、保険税にも影響がございします。また、介護報酬の引き上げがあった場合にも、保険税のうち介護保険分に影響がないとは言えませんが、今回の改定を県が平成30年度の国保事業費納付金の算定にどのように影響をさせるかは、今後の試算結果、また確定結果を待ちたいというように現在考えております。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 診療報酬がどう影響してくるかという、介護報酬もですね、今後の試算と確定結果次第ということです。いずれにしても、診療報酬は医療給付費に影響もするし、保険税の算定の重要な要素だということですね。まだ結果はどうかかわからないということです。

下げられるのではないのでしょうかということの質問の中でまとめていきたいんですけれども、9月の試算では、先ほども言いましたが、1,700億円、国が国費、公費を投入

しますよという分の1、200億円分、よって7割も公費投入で計算をしたと。秋の試算では、1、700億円の公費投入のうちの1、500億円分を投入するとして、今、試算の作業が県のほうでされていると。本算定、1月に決定していくわけですが、国が約束どおり1、700億円の公費投入をすれば、さらに1人当たり国保税額は引き下げられるのではないかと。

先ほど少しやりとりをしましたら、保険給付費、医療費、1人当たりの実績伸びたとしても、保険税の負担にはならないと、負担増にはならないという答弁でした。診療報酬はどう影響するかわからないという答弁でしたけれども、全体では引き下げられているということです。引き下げられて30年からの診療報酬が組まれるということです。

これらの要素を見るときに、9月の試算よりも1人当たり保険税額が大きくなる、すなわち引き下げ幅が小さくなるということはないんじゃないのかなというふうに改めて思っています。少なくとも、9月の試算並みの引き下げも、つまり1人当たり1万7,834円の引き下げも可能となってくるのではないのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 繰り返しになり、大変恐縮ではございますが、「秋の試算」結果につきましては、県において現在作業中ということでございまして、この場では名言しかねるところでございます。

結果が出次第、報告させていただくということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 試算結果について、今の時点で今後下げられるということははっきりとは言えないということでした。そうしましたら、聞き方変えまして、来年度の税率設定をどう進めるのかということをお聞きをしたいと思います。

いずれにしても、1月に確定結果が出るという状況に今あります。現行の1人当たり保険税額よりも、現行のというのは、今、紀の川市が税率として賦課している税率です。紀の川市の現行の税率よりも少ない水準になるかもしれませんね、この9月の試算がそうであったように。

つまり、現行の税率よりも引き下げられた税率が県から標準保険税率として示されると。先ほど、負担が見える化していくという県の今回の広域化の狙いの一つとして紹介もされていましたが、1人当たりの国民健康保険税額がしっかりと見える化されていくわけで、それが9月の試算にあったように、また今よりも下げられるという試算が出る可能性が今のところ高いのかなと、私は思っています。まだ、わからないということでしたけれども。

本市の税率設定の考え方をお聞きをします。9月議会のときにも少しお聞きしているんですけども、応益や応能の負担割合がどうなるのかとか、どんなふうを設定していこうと考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 今後の動向によりまして、仮に保険税率に変更が必要となった場合につきましては、現行の応益割、また応能割の負担割合を变えることなく設定してまいりたいと考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 応益・応能の負担割合は変えないということで、9月議会で30年分の税率設定をどう考えるかとお聞きしたときに、答弁では、「現状では、29年度水準を大きく逸脱するような状況にはならない」と言われました。この認識は変わらないということでしょうか。つまり、標準保険料率が現行より下がっても、保険税の設定を今のまま据え置くということなんでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 平成30年度の負担水準の状況につきましては、公費の投入や保険給付費の動向などから、9月議会の一般質問におきまして答弁申し上げましたように、大きく変わることはないと考えてございます。

ただし、標準保険税率が現行より下がった場合でも、実際の保険税率設定には、特定健診などの保健事業の実施や被保険者の状況を考慮する必要があるため、そのまま引き下げることができないと考えております。

また、財政運営の安定には、ある程度の財政調整基金の積み立てが今後必要となってまいりますので、保険税率の設定に組み込めればとも考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 30年度どうするかということでお聞きをしまして、9月議会の答弁と同様に、現行水準と大きく変わることはないと考えていると、変わることはないと考えているという答弁でした。

さらに、標準保険税率が今よりも下がった場合でも、紀の川市として設定する税率は、そのまま引き下げるということはできないということでした。あわせて、財政運営の安定のために国保運営基金を持っていくことが必要なので、税率の中にそれも含めていくという答弁でした。

つまり、9月議会のときは、29年度の水準を大きく逸脱しないという答弁だったんです。これは、僕は上げないですよということで、いい答弁だったのかなというふうに思っておったわけですが、下げられるとなったとしても、現行水準と大きく変わることはないということで今、答弁をされました。上げないと、けれども標準保険料率は下がっても基金を積み立てていくと。県から示される標準保険税率が今よりも下がっても、保険税率は逸脱しないのではなくて、逸脱させないと、大きく変わることはないのではなくて、大きく変えないということなんですね。であるなら、今のこの負担水準が来年度以降も続いていくということになるので、下げられる可能性を僕自身は追求していくべきではないかなというふうに思っています。

仮に、どんだけの納付金が示されて1人当たりの保険税額が示されるかというのは、ま

だわからないわけですが、仮に9月の試算並みの1万円を超える引き下げができるという納付金の水準、標準保険税率であったとしても引き下げをしないと、基金を積み立てるといふことなのかということをお聞きをいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、5町合併時にはございました財政調整基金の取り崩しもございまして、これまで市の保険税率は大きな変動はなく推移してまいりました。ただし、御承知のとおり、現在、基金残高はゼロとなっております。

今後、広域化によりまして県が財政的な主体となるとはいうものの、独立採算が基本である国保会計につきましては、基金積み立てを無視した運営は適切ではないと考えているところでございます。

基金に関する具体的な事項につきましては、いまだ定まったものはございませんが、今後、試算が確定となった際には、改めて協議してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 9月並みに1人当たりの保険税額下げられるというふうになってもどうするのかなということをお聞きをして、明確に引き下げることでの答弁はいただけなくて、基金は持っておきたいということでの答弁でした。

ただ、基金については確定結果が出た時点で改めて協議をしたいと、今どうしていこうという方針があるというわけではないということでしたので、つまりそれは基金の規模をどれだけにするか、30年度でどれだけ積めるのか、積み増しするのかというのは、そのまま税率に直結する問題でもあります。改めて協議することなので、きちんと国保の紀の川市の運営協議会や担当課の中でも、しっかりと相談をいただいて協議いただきたいなというふうに思います。

税率設定の考え方の中で、最後一つだけお聞きしたいのは、賦課限度額の引き上げを行う予定なのかということですね。今、紀の川市の賦課限度額は89万円ということになっています。厚生労働省は、さらに4万円、30年度は上げる方向で調整がされているようです。賦課限度額が93万円というふうな規模になるかもしれないという状況なんですけれども、これについてはどう考えられているのかということをお聞きします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 平成30年度国保税の賦課限度額の引き上げにつきましては、政府税制改正大綱にも盛り込まれておりまして、正式に決定され、地方税法施行令が年度内に改正されれば、改正どおりに引き上げをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） そうしましたら、大きな二つ目ですね、県単位化に

なっても今の水準が今のところ続くのかなという負担の水準が答弁でした。今までは、30年度以降の標準保険料率がどう決まっていくのかと。下がるのであれば、それに合わせて紀の川市の保険税も下げていくことができるのではないかと質問でした。標準保険料率がどうなろうとも、今の負担を考えたときに、恒常的な一般会計からの繰り入れで国税の引き下げをすべきと考えるがどうかということで、この御質問をしたいと思います。

負担は既に、もう高どまりをしています。先ほども協会けんぽと比べて大きな負担になっているとことを示しましたがけれども、今現在、紀の川市は激変緩和としてとか、決算補填としてということでのやむなく一般会計から入れるという対応をとられています。これはこれで評価してはおるんですけども、そこからさらに負担軽減のために積極的に入れるというところへ向かうべきではないでしょうかというのが、この大きな二つ目の質問ですね。

一般会計からの独自の繰り入れ、一般会計からすると繰り出しをしてでも引き下げに向かうと、標準保険料率がどうなるという今やりとりを最初にしましたけれども、それはそれで気になるし、大事なことなので聞かせていただいたんですけども、それがどう変わろうとも今の負担水準から見れば、加入者の方の生活実態から見れば、本当にこれは下げるべきだというふうに私は思いますので、そのためには税だけで賄うのではなくて一般会計から入れるという判断も今、必要じゃないかということです。お聞きをいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 国保会計には、既に多くの国庫支出金が投入されており、平成30年度から都道府県が国保の財政主体となる新国保制度が始まるに当たりまして、今回、国は1,700億円の財政支援を実施し、保険税の激変緩和や円滑な制度施行を進め、財政支援調整機能の強化として調整交付金を拡充し、保険者努力支援制度による医療費の適正化を推進していくこととなります。

市が独自に負担軽減を図るためには、財源を一般会計に求めることになり、そうした事態は、「保険者の自主的な財政運営の基本」に即したのではなく、決算時の補填等やむを得ない目的以外には行うべきではないというよう考えてございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 国費も多く入れられていると、さらに今回の都道府県化で財政支援も行われていると。でも、財政支援を行ったとしても、被用者保険との差というのは全然埋まっていけないわけですね。

一般会計からの国保会計への繰り入れは、保険者の自主的な財政運営の基本から外れると、決算補填等のやむを得ない目的以外はやるべきはないという答弁でした。今までの答弁と変わらないのかなというふうに思って聞かせていただきました。保険者である紀の川市として、保険者としての自主的な判断として一般会計からの繰り入れが私は求められていると思っています。

ちょっと財政の関係になってくるので、企画部長にお尋ねをしたいというふうに思います。

現在の紀の川市の普通会計の基金の状況を見たときに、平成28年度の決算によれば、財政調整基金が41億円、それを含む普通会計の基金全体で108億円、これだけあるということに今なっています。これだけあるのであれば、全部ではないけれども、2万人近く加入されている国保加入者の負担軽減のために基金を生かしていくということをするべきではないかというふうに思います。

この地方自治体が持っている基金について、財務省がこれが余り過ぎているんじゃないかという主張を今してきています。毎日新聞の11月25日付で、自治体貯金は「埋蔵金」というふうに書いて、財務省は「取り崩し」をと、総務省は「備え」だというふうなやりとりで、全体で21兆円あるという中で、ここに目つけてきていると。ためていても、いざ何かで搾り取られるんじゃないんかというふうな思いもあります。

この基金を、独立採算が原則だということも答弁ありましたし、そうなければいいんですけども、国保税額の負担を思うときに、今まさに、これは負担軽減のために基金を生かしていくということも必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 一般会計の基金につきましては、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うために必要な額を積み立てております。

国民健康保険事業勘定特別会計は、独立採算制でありますので、一般会計の基金を原資にした国保税の負担軽減のための恒常的な繰り出し、これについては現在のところ考えておりません。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、原則的なお話をいただいたのかなというふうに思うんですが、もう市長に、ここは政治判断ということになってくるんだと思います。全国の自治体では、入れているところ、一般会計から言えば繰り出しをしているところもたくさんあります。県下でもあります。紀の川市もやってきたわけです。

このままの負担がずっと続くのであれば、じゃ、何のために都道府県単位化・広域化したのかというふうに、何の変化もないわけですよ、加入者からしたらね。41億円の財政調整基金、これも大事な基金だと思います。普通会計全体では108億円、大事な基金だと思います。でも、これを紀の川市は加入者の保険者ですので、国保に加入する人の負担軽減に生かしていくという判断をすべきと考えますが、どうでしょうか。市長、お願いします。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の質問に対して、答弁をしたいと思います。

国保税につきましては、もう議会ごとといいますか、よく石井議員が一般会計からの繰り入れ等、いろいろと御心配をいただいているところでありますが、国保税につきましては、もう御存じのとおり、独立採算制でやっていく、毎年、来年度の国保税はどうするかということの中で、国保運営委員会にも十分相談をさせていただきながら、できるだけ値

上げのないようにやっていく。そして、先ほどからもいろいろ御質問ございましたが、29年度は上がってくるのと違うかと、それでは来年度値下げに持っていったらええやないかという話でありました。

しかし、単年度だけを勘定することでは、ずっと続く国保税会計でありますから、十分先を見据えた上での調整基金も蓄えをし、そして健全な運営を図っていくべき進めていかなきゃならんと、そう思っております。

そんな中で、一般会計の繰り入れは、私はやるつもりはございません。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時19分）

（再開 午後 2時38分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、4番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告に従い、台風21号の被害と今後の防災の取り組みについて質問します。

最初に、皆さんとともに土砂災害で亡くなられた方の御冥福と水害に遭われた方々の心からのお見舞い申し上げ、質問をします。

午前中の同僚議員の災害に対する質問、また各部署の御答弁もありましたので、重複する点多々あると思いますが、よろしく御答弁願います。

今回の豪雨は、新宮で900人、本市の葛城山の雨量計でも過去最高の342ミリという記録的な豪雨で、各地に大きな被害が発生しました。

本市の地形は、南、北に大きな山脈があり、降った雨が、南は真国川、柘榴川を通り貴志川へ、また北側、東側、奈良県の吉野川を通じ紀の川へと流れてきて、これが自然の農作物、果樹には普段は本当にありがたい様子でありました。

今回のように、全体に大雨が降ると紀の川が増水し、堤防が決壊しなくても水が逆流するため、紀の川の各樋門を閉めるごとに低い平地一帯が海になり、家屋や田畑が水につかり大変な被害になりました。

私も当時22日の夜、今回、浸水で避難された人から話を聞くと、大雨続きで過去にも何回か水道や道が水につかってあるので、ある程度の増水すると思っていたが、今回ほど夕方から急に増水し、あっという間に家の床上、また軒下まで浸水し、片づけるどころか、暗い中、逃げるのがやっとなと、車も乗れなくてほってきたという話を聞きました。また、

ある人は、もう今回の浸水で3回目で、何とかしてほしいと切実に訴えていました。

こうしたことで、本当に災害の現実というのを目の当たりに見てきまして、こういうことを風化させないで今後の水害、また今言われている南海・東南海地震の防災の避難勧告を市民と行政との連携、または避難場所等の問題をこれを教訓に今後取り組んでいくことが重要であると、そこで、質問いたします。

まず第1に、今回50年に一度の豪雨で、和歌山河川工事事務所、和歌山气象台から22日の午前9時ごろに、紀の川洪水予報2号、洪水警報の発令が来たそうです。それを受けて、本市の災害対策本部が警戒態勢1号・2号、配備体制1号・2号を立ち上げ、各支所や地元の消防団とどのような緊急防災対策をとったのか、危機管理部長にお尋ねします。

続いて、2番目に、22日の夜9時ごろ、雨が激しく降っている最中に、防災放送が雨の音で聞き取れない、そうした中、携帯電話やメールで、テレビで浸水も何もしていない、桃山の元地区、市場地区ですけども、突然緊急避難準備勧告が発令され、地域の人たちが戸惑いました。そうした防災無線が聞こえない地域において、今後、市の防災広報車で地域住民に避難放送を流してはどうか、また地域との防災連携体制をどう進めていくのか、今後の取り組みをお聞かせ願います。

3番目に、避難勧告を聞いて、鉄筋3階建ての丈夫な近くの学校へ行ったら、この避難場所は水害の避難指定場所になっていない。そこで、車に乗った人とかいろいろな人が管理者が、市の人がいなかったということで、それではどこへ行ったらいいかと聞いても、そういうことはわからないという答弁でしたので、大変困惑してしまいました。

今回、非常にこれが勉強になりました。私自身も。水害、土砂崩れ、地震等の避難場所が各違うということを経済住民への周知、説明をしてはどうですか、質問いたします。

4番目に、ひとり暮らしの高齢者、また障害者の要援護者、誰かに付き添ってもらわなんなん介護が必要な人たちの福祉避難所開設、また出産間近い主婦、また小さいお子さんのまだ歩行されていないお子さんをお持ちのお母さんの避難の今後の対策というものを、今、改めて取り組んでいってはどうか。今回のことも含めて、保健福祉部長に御答弁願います。

5番目の台風21号による被害状況と被害金額は、これは同僚議員が午前中に質問いたして関係各部のきめ細かい御答弁もいただいたので、一応省略とさせていただきます。

続いて、6番目の学校での本市の防災教育ということで、6年前の3月11日に、東日本大震災で1万9,000人余りが亡くなり、まだ不明者も多数おります。また、同じ年の9月に、台風12号による紀伊半島大水害が発生し、和歌山県でも56名が亡くなりました。そのうち、幼い小学生、中学生が6名の子どもがとうとい命を失われ、またそれにつれて多くの子どもたちも負傷し、被害が大きかった学校も休校になり、本当に悲惨な豪雨でありました。

そうしたことが、いつ起こるかわからないということで、南海・東南海地震の大水害を踏まえて、特に海岸地域の学校、保育園では、津波の避難訓練の実践が常に行われ、また

新宮やその他の近隣市町村では、悲惨な災害の現場のビデオや実際の被害体験話を学校で先生・父兄・生徒に防災の意識を高める授業を行っているとお聞きしております。今回の新宮もかなりの雨が降って増水しましたが、そういう人災は一つもなかったと聞いております。特に、那智勝浦町では、寺本町長が災害本部長で、家に帰れない中、妻と娘が電話で「助けてくれ」という電話を最後に濁流にのまれて死亡した悲惨な経験がまだ皆さんの心の中に残っておると思います。そういうことで、防災教育には積極的に取り組んでおると聞いております。

防災教育についての大きな問題ですけれども、「軌跡の釜石市」ということを皆さんお聞きしていると思います。防災教育で全国的に今、注目され、多くの講演者が訪れている岩手県釜石市で、明治時代から何度も津波被害、2万人以上の方が亡くなっており、8年前から学校の授業に先生・生徒が防災に熱心に取り組んできました。

そうした中、東北大震災で15メートルの津波が発生し、またテレビで3階建ての校舎の上に赤い自動車が乗っていたのも釜石の学校だそうです。そして、多くの死傷者が出た学校の中でも、本当に自主的に避難し、日ごろの訓練のおかげで、釜石市内小、中学校3,000人の99.9%、ほぼ全員が無事に助かりました。これは、大きな日ごろの防災訓練のおかげだと、今も熱心に取り組んでおるそうです。

一方、対照的に、宮城県の大川小学校では、108人という小さな学校ですけれども、何とその108人中、74人が死亡して、30%しか助からず、今現在、亡くなられた被害者家族と学校、教育委員会、県とで裁判が行われているそうです。

そうした中で、警報の出ている本市の状況を最後に質問しますけれども、学校から帰宅しなければならぬときに家族が仕事の都合で連絡つかない、そうしたときに学校待機となりますが、近所の人や親戚の人が、「私の親戚です。かわってお迎えに」と先生に許可を願ったのですが、なかなか難しい問題も絡んで、それはできないということになっているそうです。

そうした問題を今後取り組んで、家に帰っても被害に遭うたら、これもう大変なことですけれども、その辺、またよろしく御答弁、教育部長にお願いいたします。

以上、6点質問させていただきます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 船木議員御質問の台風21号の豪雨の被害状況と今後の防災への取り組みはどうか、危機管理部所管の御質問についてお答えさせていただきます。

全般的な被害の状況につきましては、午前中に答弁させていただいております内容と同様でございますので、割愛させていただきますこととお許し願います。

それでは、御質問いただきました1点目の和歌山气象台からの気象警報発令を受けて、その後に市災害対策本部を設置し、どのような緊急的な防災対策を実施したかの御質問で

ございますが、議員御指摘のように、気象警報等を受けまして、速やかに災害対策本部を設置すると同時に、職員には配備体制1号を発令し、動員等に努めてございます。

災害対策本部では、現状の気象警報に伴い、調月中部地区や丸栖地区の一部に発令いたしました避難準備情報や避難勧告の状況、また浸水被害が発生している地域での排水作業での対応及び現状を報告するとともに、避難所の開設や被害状況について報告と協議を行っております。

次の御質問の豪雨時に防災行政無線放送が聞き取れなかったこと、また浸水等の発生していない地域に避難勧告が発令されたことや地域との連携体制はどうだったかにつきましては、22日の午後9時ごろ、防災行政無線により桃山町調月地区の住民の方々へ緊急放送を実施するとともに、気象情報や河川の水位状況等から判断をいたしまして、今後被害が拡大すると予想されました調月地区を対象に、8時50分と午後9時47分にも緊急放送を行っております。放送時の被害等の現状といたしましては、この地域では道路は冠水し、相当数の家屋が浸水し、広報車等での周知も困難な状況でございました。

また、宮ノ前排水機場での排水作業も非常に厳しい状況であり、集中的な豪雨に対処困難な中で、河川等水位の上昇が見込まれたために緊急的に放送を行っております。

また、市の防災行政無線は、放送地域を極端に限定することができないため、被害発生地域を含むその隣接した地域へ放送されることや、豪雨時で聞き取ることが難しく困惑された方も多かったと思われまます。

そのような状況でございますので、現在、防災行政無線デジタル化に向けての事業を実施しております。完了後はある程度エリアの限定や放送難聴地域への対応も可能となると考えてございます。

それから、ことし8月の広報でも周知させていただいてございますが、防災行政無線のデジタル化に伴いまして、防災行政無線での放送内容を電話で確認できるサービスを開始してございますので、さらに皆様方に電話サービスについて周知徹底に努めてまいりたいと思います。

また、地域との連絡体制や「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」の発令につきましては、まず発令対象地域の地元区長様へ連絡させていただくなど、周知するなどの地域への連携体制に努めているところでございます。

続きまして、水害・土砂崩れ・地震による災害の現状によりましての避難場所についての御質問でございますが、今回の調月地区等の浸水被害の避難所につきましては、浸水想定区域内にあります荒川中学校や安楽川小学校は浸水被害が発生するおそれがあるため、避難所としては開設してございませんでした。水害での避難所は、調月小学校やきらめきセンターが避難所となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、市が発行していますハザードマップに浸水想定区域内の学校等を掲載していますが、今後は防災訓練や研修会等を通じまして、住民の方々への周知にも努めてまいりたいと思います。

また、土砂崩れや地震での避難場所は、現状により避難できない学校もあると思いますが、原則全ての学校が避難所となっております。

今回の災害を教訓に、今後も市民の皆様や民間企業及び各種団体等との体制と連携に努めまして、より強固な災害対策に努めてまいりたいと考えてございます。

危機管理部からは、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 保健福祉部次長 橋本好秀君。

○保健福祉部次長（橋本好秀君）（自席） 船木議員の御質問にお答えします。

台風21号の豪雨被害の中で、ひとり暮らしの高齢者・障害者で介護が必要な福祉避難所の開設はということでございますが、ひとり暮らしの高齢者・障害者で介護が必要な方は、災害時要援護者として名簿登録されております。

福祉避難所は、本市の「災害時等に要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」で提携している施設16施設が、これに当たります。

今回の台風21号では、協定施設に避難受け入れ要請をし、避難所での生活が困難な高齢者7名と障害者1名を受け入れていただきました。また、避難所での生活が困難な妊婦・小児等に対しても施設への受け入れをお願いできる協定内容となっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 船木議員の質問につきまして、教育委員会所管の部分について、答弁をさせていただきます。

教育委員会では、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等教育活動全般を通し、児童・生徒に対して発達段階に応じた防災教育を実施し、防災意識を高め、一人一人がみずからが実際に行動できるよう取り組んでまいりました。

具体的には、各学校で策定した学校防災計画をもとに、小学校では年に3回、中学校では年2回の避難訓練を行っております。

小学校では、保護者等への児童の安全な引き渡し訓練や防災ヘルメットの着用避難訓練、中学校では、心肺蘇生法やAEDの使用体験など、より実践的に使える訓練を行っております。

また、昨年度から3カ年計画で防災の必要性について学び、家庭で話し合ってもらうことを目的に、市内全ての小学校5・6年生を対象とした体験型防災教室を実施いたしております。

加えて、来年2月には国土交通省が作成いたしました小学校5年生対象の教材を使った防災授業を粉河小学校と麻生津小学校で実施いたします。

粉河小学校では地震災害、麻生津小学校では洪水・土砂災害をテーマに、それぞれ授業参観時に保護者と児童と一緒に学べる授業とし、順次、市内の全小学校で実施していく予定でございます。

そのほか、学校独自の取り組みといたしましては、地域のボランティアの方が講師となり、地域を襲った水害時の状況等講話を聞くことで水害の恐ろしさを学び、その後、「災害図上訓練」を行い、子どもたちとともにハザードマップを使用して避難場所の確認等を行う取り組みをいたしておる学校もございます。

しかしながら、防災は学校現場だけでは限界がありますので、学校運営協議会や共育コミュニティの会員等にも参加を呼びかけ、地域との連携をして子どもたちに共助の意識を醸成していく取り組みを進めていきたいと考えてございます。

加えて、議員御質問の警報発令時において、保護者が迎えに来られない場合におきまして、子どもは原則学校待機となりますけれども、保護者同士の連絡合意がなされ、学校が確認できた場合、友人等の保護者に預け、その家庭での待機を許可しているケースもございますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） いろいろと教訓に今後の取り組みということで御答弁されました。

私も、本当に今、現場でいろいろと感じたことで今回の災害を今後、今言われている南海・東南海地震について、この何十倍な何百倍という被害が遭うたとき、例えば、桃山の避難所は2カ所ということで、きらめきセンターと調月小学校がここへ入れるんかいなという心配もあります。

そうした中で、答弁のほうで250件の罹災証明書を出されたと聞かせていただきました。これは、被害者が行政に支援をするための罹災書でございます。しかし、災害が広範にわたって、いろいろと罹災の担当の窓口問い合わせていただきたいということを聞きましたが、今後、大きな災害が発生したときの教訓として、被害者支援対策室として一つの窓口をつくっていただき、がらの処分とか便所くみ取りとか、そういうこととか廃棄物対策課へ行ってくださいよ、また税金の軽減とか、それやったら市民課へ行ってくださいと、いろいろ惑わせることもありますので、災害対策室という窓口をつくってはどうかということでもあります。

そうしたことで、答弁はもう結構ですけども、防災体制というのはここまでやらんなんか、こんなことまでやるかというぐらいやっというて、現場でいざやるとなったらほんまに10分の1、20分の1ぐらいしか発揮できないのは防災の恐ろしいところです。

最後に、市長に質問いたします。

今回の災害で、連日連夜、本当にテレビやニュース、マスコミやスマホのYouTube等で、一面水面下した本市、また住宅、船で救援している写真とか、西脇のあの大きな土砂崩れの山肌が崩れ、土砂災害の報道でいろいろと遠くの友人、知人からも問い合わせの電話をいただきました。

そうしたことで、安全・安心の紀の川市が「災害のまち」として思われるかもしれません。本市については、平成23年の紀伊半島豪雨、また平成25年の台風25号、そして今回の台風21号と、6年余りの間に3回も浸水被害に遭いました。今回の桃山・貴志川の浸水で低い地域では約2メートル近くつかりました。これは、毎回の現象ですが、紀の川が増水し、貴志川の水が行き場がなくなり、低い地域とあふれ大被害になりました。

この問題を解決するには、朝の御答弁でお聞きしましたが、紀の川の水位を2メートルつかるということで、2メートル下げなければならない。岩出狭窄工事とかしゅんせつ工事によるということでございますが、今回の水害は紀の川市だけでなく、かつらぎ町、橋本、いろいろと沿線の被害も大きく出ております。そうした中、沿線の一緒になって防災計画を組んではどうかということをお聞きします。

次に、今回また新たに土砂災害による犠牲者が出ました。この後、類似した土砂災害で、たまたま空き家であったんですけども、桃山で家1軒崩壊しました。そうしたことで、本市の山間部は急傾斜地域や、また使っていない貯水池も多く、そうした地域においても高齢者が非常に多くなって災害の予知も難しく、今回のような大雨による土砂災害が今後いろいろと南海・東南海地震で発生すると思いますが、市長の対策をお聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ことしの台風21号、安全・安心のためと言いながら予期せぬ災害が起こり、とうとい命が奪われる土砂崩壊ということも発生をし、また、今日まで大雨ごとに床上・床下浸水している地域が予想以上の浸水ということの中で災害が拡大をし、びっくりした状況でもありました。

そんな中、市においては防災訓練等毎年行っておりますけれども、まず市民一人一人がその防災の意識を高めてもらうと同時に、奮って防災訓練等々には参加をしていただき、個人個人がまず自分の身を守る、そして家族、地域というその連携が必要ではないかということをお心新たにしたところでもあります。

職員もよく頑張りました。また、地域の消防団、ボランティアの皆さん方も非常に熱心にお手伝いをいただいて、起こった災害に対しての取り組みについては、十分とはいかなかったかわかりませんが、初めて経験するこの大災害に取り組みとしてやっていただいたことについては、本当に敬意を表しておるところでございます。

そんな中で、今後、岩出狭窄部、また農地防災事業等々での安全・安心に向けての事業が着々と進められるわけでありましてけれども、これからも各地域において、また市全体においても、冒頭申し上げた防災に対する意識、その高揚をしてもらうために取り組んでいく必要が十分大事ではないかなと、そう思います。

今、具体的にどれをやる、どうするということでは市としての取り組みは訓練について回答はできませんけれども、十分自然災害を最小限に食い止められるべく市民と一緒にな

って、また議会にもお手伝いをいただいて一緒に取り組んでいきたいと、そう思っております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されていまして一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次会は、明日12月26日、火曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 3時12分）